

第2章 施策の展開

序 地域共生社会の実現に向けて

- 本県の人口は間もなくピークを迎え、減少に転じると見込まれています。これまでは団塊の世代すべてが75歳以上となる2025年を目指して取組を進めてきましたが、いわゆる団塊ジュニアが65歳以上となる2040年に向け、支援や介護が必要な高齢者が増えると同時に、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が一層重要となります。
- また、高齢化のピークを迎える時期やスピード、医療介護の資源の状況は県内でも地域によって異なることから、地域の実情に合わせた対応が求められています。
- 家族のあり方が多様化し、高齢化が進む中、高齢の親と無職独身の50代の子どもが同居している世帯や育児と介護に同時に直面する世帯など、課題が複合化していて、各分野別の支援では適切な解決策を講じることが難しいケース（いわゆる「8050問題」や「ダブルケア」など）も増えてきています。
- 「こころやからだに不調のある人の介護、看病、療育、世話、気づかいなど、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人」であるケアラーへの社会的な支援が一層必要となっています。家族の介護を理由にやむなく仕事を辞めてしまう「介護離職」、また近年では「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもたちの存在も明らかになってきています。年齢層や抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、自分の希望する人生や日々の暮らしが送れるよう、様々な分野が連携して支援することが必要です。
- 令和2年6月に地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）が公布され、「断らない相談支援」など、複雑化・複合化した支援ニーズに対する市町村の包括的な支援体制の構築（重層的支援体制整備事業）が制度化されました。（令和3年度から市町村による「手上げ」方式で実施）
- 地域包括ケアシステムは高齢者を対象としたものですが、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方や地域づくりに関係する取組は、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていく必要があります。
- この計画では、誰も取り残さない、誰もがその人らしく暮らすことのできる、ともに生きる社会の実現を、各施策を推進する上での共通理念として取り組みます。

地域共生社会とは

地域共生社会とは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいいます。

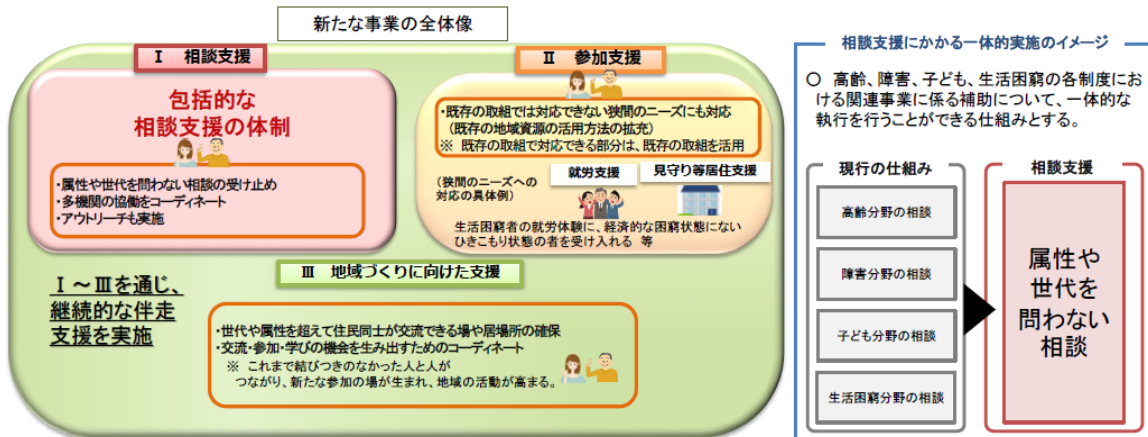
（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」より）

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中で、以下のような課題がある。(※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が地域から孤立している状態(こみ屋敷など)
 - ・ 従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
 - ・ 属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。**
 - ― 事業実施の際には、I～IIIの支援は全て必須 ― **新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、**交付金を交付する。**



厚生労働省資料より

I 安心して元気に暮らせる社会づくり

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

[現状と課題]

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して元気に暮らすことができるよう、介護が必要な高齢者に対しては、介護保険サービスをはじめ、様々な保健福祉サービスを適切に組み合わせるなど、効果的なサービスの提供を行う必要があります。
また、介護の必要はなくても、一人暮らしや健康に不安のある高齢者など何らかの支援を必要とする高齢者には、自立した生活を支援するサービスを提供することが必要です。
- これらのサービスの提供に当たっては、関係機関や団体、ボランティアが連携を図りながら、高齢者自らも参加して、地域で包括的・継続的な支え合いを行う、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要です。
- いわゆる「ダブルケア」や「8050 問題」のほか、「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもの存在等、ケアの必要な人を無償で支援する家族への支援が一層求められる事例が明らかになってきています。課題が複合化し、介護分野の地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できるよう、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが求められています。
- 家族の介護を理由にやむなく離職する人も明らかになってきています。仕事と介護を両立できる職場環境づくりが必要です。
- 医療や介護を必要とする高齢者については、心身の状態に即した適切なサービスの提供を切れ目なく行う必要があるため、医療と介護の連携を強化する必要があります。
- 2025 年に向け、在宅医療や介護サービスの需要は、高齢化の進展や地域医療構想^(※)による病床の機能分化・連携により増加することが見込まれています。在宅医療等の需要の増加に対しては、神奈川県保健医療計画との整合を図りつつ、介護サービス提供基盤の整備を進める必要があります。
- 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、行政、関係機関や住民が共に参加し支え合う地域づくりを進める必要があります。
- 高齢者に配慮した住まいの普及や多世代居住のまちづくりなど、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進することが必要です。
- 高齢者は、病気や事故、安全面等への不安から賃貸住宅の入居を敬遠されることがあるため、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅が必要です。

[目指すべき方向性]

- 地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関である地域包括支援センターの体制の強化を進めるとともに、必要な人が必要な支援につながるができるよう、地域包括支援センターや市町村が開催する保健医療及び福祉の関係者等で構

成される「地域ケア会議」を充実させて地域の関係団体等とのネットワーク構築につなげるなど、地域包括支援センターの機能を強化します。

- 住民による参画をはじめ、多様な主体による多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進します。
- 保健・医療・福祉の関係機関や団体等との連携・協働体制を強化し、地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域における高齢者の自立した生活のための支援や、介護者への支援を行います。
- 地域における包括的・継続的なケアを行うため、地域における主治医と介護支援専門員(※)等との連携や、医療・介護関係者等を構成員とする会議を地域別に開催するなど、医療と介護の連携を強化するための取組を進めます。
- 各種団体や施設等と連携を図りながら、地域の見守り活動や買い物弱者への生活支援などに高齢者も担い手として参加するなど、地域住民が共に支え合う地域づくりを推進します。
- 介護をしている家族等が介護を理由に離職することのない環境づくりを進めます。
- NPO・ボランティア及び高齢者自らを含めた地域活動を行う個人やグループの活動環境を整備し、協働を進めます。
- 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保を図るため、多様な高齢者向け住宅の普及に努めるとともに、高齢者等住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定確保を図るため、要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の情報を広く提供します。

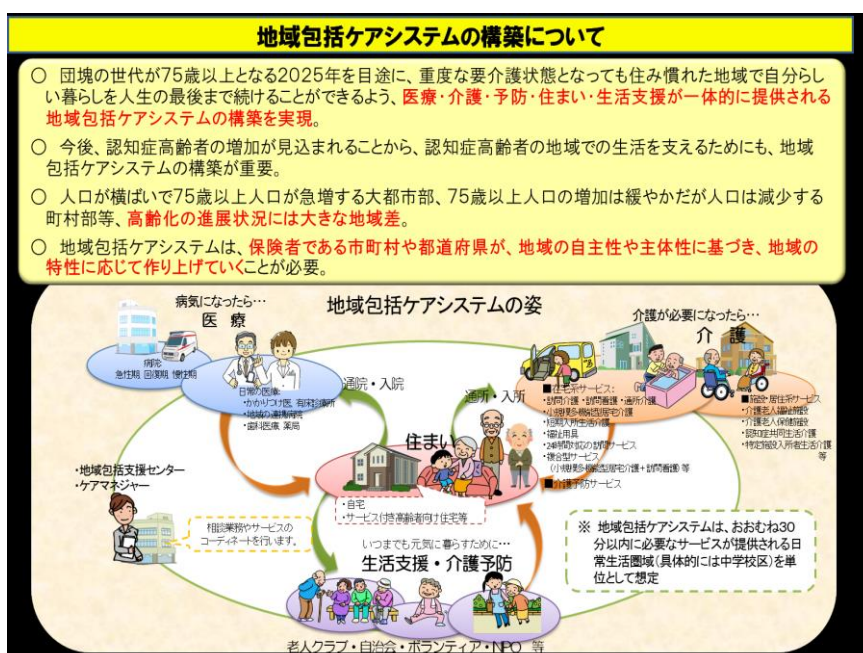
【参考指標】

死亡者のうち在宅で看取りを行った者の割合（在宅看取り率）（単位：％）

2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)
16.7%				16.8%	

注 2018(平成30)年度は実績、2019(令和元)、2020(令和2)年度は実績見込み。

地域包括ケアシステムの構築



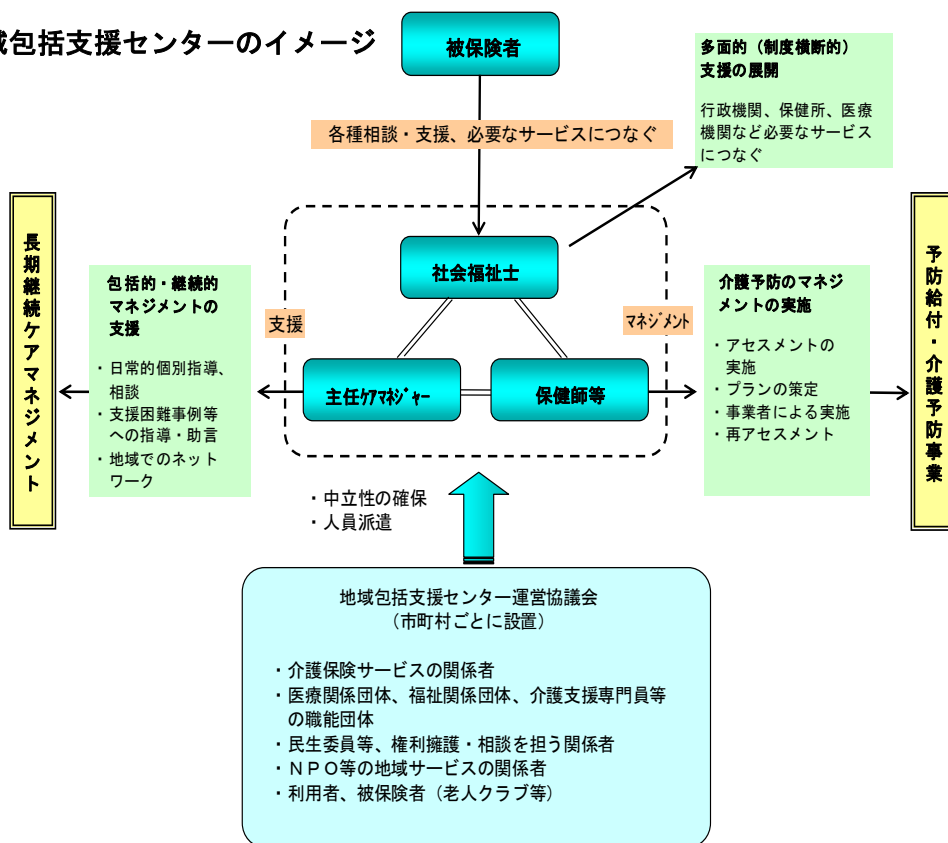
< 1 > 地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域において、安心して元気に暮らすことができるよう、また、高齢者とその家族・介護者が抱える様々な課題に対して適切に対応できるよう、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関である地域包括支援センターの機能を強化するとともに、地域の様々な機関やボランティア等が連携を図りながら、高齢者自らも参加し、包括的・継続的な支え合いを行う地域包括ケアシステムの構築を一層推進することが必要です。

施策の方向

- ◇ 地域住民に対する包括的・継続的支援が行えるよう、地域包括支援センターの機能を強化します。
- ◇ 高齢者とその家族・介護者が抱える複合的な課題に適切に対応できるよう、地域包括支援センターを中心とした、保健・医療・福祉の関係機関や団体等のネットワークの構築を図ります。
- ◇ 地域ケア会議の内容の充実に向けて支援します。

地域包括支援センターのイメージ



地域包括支援センターが担う役割

地域包括ケアシステムにおける中核的な機関である地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、

- ① 介護状態となることを防止するための介護予防事業のマネジメント
- ② 介護保険外のサービスを含む、高齢者等や家族に対する総合的な相談・支援
- ③ 高齢者等に対する権利擁護事業
- ④ 支援困難ケースへの対応など介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援

の4つの事業に加え、住まいの支援や見守り等の生活支援を、地域において一体的に実施する役割を担います。

また、在宅医療・介護の連携強化や認知症施策の推進、地域ケア会議の推進等を図る中で、地域包括支援センターの更なる機能強化に取り組みます。

① 地域包括支援センターの円滑な運営

市町村では、人口規模や地域における保健福祉サービスなどの社会資源の状況等を踏まえ、日常生活圏域^(※)（おおむね中学校区）を単位に、地域の実情に応じて地域包括支援センターの設置を進めています。また、地域包括支援センターが効果的・効率的に機能を発揮できるよう、事業評価を行うとともに、基幹型や認知症等の機能強化型のセンターを位置付けるなど、センター間の役割分担や連携強化を図ります。

地域包括支援センターでは「地域ケア会議」を開催し、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築へとつなげていきます。

また、市町村においても「地域ケア会議」を開催し、センターが把握した地域の課題を政策形成へとつなげることを目指します。

県は、地域包括支援センターが円滑に運営できるよう、「地域ケア会議」の活性化やICT化に向けた事例紹介、県全体及び県保健福祉事務所等圏域単位で課題等の情報共有と検討を行う「地域包括ケア会議」を開催します。また、地域包括支援センター職員研修の実施等により支援するとともに、地域における医療と介護等連携に係るネットワークづくりを支援します。事業実施に当たっては、ICTの活用による研修受講機会の拡大や参加者の負担軽減にも取り組みます。

【主要事業】

・地域包括支援センター職員等養成研修（県・指定都市）

地域包括支援センターの職員を対象に、業務を行う上で必要な知識・技能を習得するための研修を実施します。

・地域ケア多職種協働推進事業（県）

県全体及び県保健福祉事務所等圏域単位で、多機関による「地域包括ケア会議」を開催し、地域包括ケアシステムの構築や医療と介護の連携について、広域的な課題の抽出やその対応策等の検討を行い、各市町村の地域包括ケアシステムの構築を支援します。

また、市町村や地域包括支援センターへリハビリテーション専門職や学識経験者等

を派遣し、具体的な助言を行い、市町村等の地域ケア会議を支援するとともに、医療や介護の専門職を対象に、在宅療養者支援について、多職種協働を推進するための研修を実施します。

② 地域包括支援センターによる総合相談と包括的な支援の実施

地域包括支援センターは、高齢者に対するワンストップサービスの拠点として高齢者や家族に対して包括的・継続的な支援を行うため、地域支援事業として、総合相談や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業などを実施します。

令和2年の社会福祉法改正により創設された重層的支援体制整備事業においても「断らない相談支援」の中心的な役割を果たすことが期待されます。

県は、地域支援事業の費用の一部を負担して、市町村を支援します。

【主要事業】

・総合相談支援事業（市町村）

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくためにどのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、機関、制度の利用につなげていくため、①介護サービス事業者や医療機関、民生委員、ボランティアなど、地域における様々な関係者とのネットワークの構築、②ネットワーク等を通じての高齢者の心身の状況、家庭環境等の実態の把握、③本人や家族等からの相談を受け、適切な機関等につなげるなどの総合相談支援を行います。

家族を介護する方への相談支援は、育児と介護を同時期に担う方に特に配慮し支援を行います。

・介護予防ケアマネジメント事業（市町村）

各市町村において把握した要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象として、要支援・要介護状態になることを防止するために、介護予防事業を含めた適切なサービスが提供できるよう、必要な援助や調整を行います。

・権利擁護事業（市町村）

地域の高齢者等への身体・精神面、財産面の権利侵害に対する総合相談窓口として、地域の関係機関と連携を図りながら、権利擁護相談や支援のための取組を行います。

・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（市町村）

要介護者、要支援者及び要支援となるおそれのある者が継続的・包括的なケアを受けることができるよう、保健・医療・福祉の関係機関や団体等との連携を強化するための取組を行います。

また、地域包括支援センターに配置される主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）を中心に、地域の介護支援専門員が要介護者や要支援者に対して適切なサービスの提供を目指したケアプランを作成できるよう、介護支援専門員への情報提供や指導・助言等を行います。

③ 地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築

地域包括支援センターは、地域における見守り、保健・医療・福祉、権利擁護等についての関係機関や団体、ボランティア等の様々な活動との連携を図り、ネットワークの構築に取り組みます。

【主要事業】

- ・ 地域ケア多職種協働推進事業（県）（再掲：本掲はP●）

地域支援事業

市町村は、被保険者が要介護状態等になることを防止し、要介護状態になった場合でもできるだけ地域において自立した生活を営むことができるよう支援します。

区分	事業	
必須事業	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活サービス事業 〔要支援者に対する訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント〕
		一般介護予防事業（住民主体の通いの場など）
	包括的支援事業	地域包括支援センターの運営 〔介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、ケアマネジメント支援、地域ケア会議〕
		在宅医療・介護連携の推進
		認知症施策の推進 （認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等）
		生活支援サービスの体制整備 （生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置等）
任意事業	介護給付等費用適正化事業	
	家族介護支援事業、成年後見制度利用支援事業等、市町村が必要と認める事業	

地域支援事業の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業	国 25% 県 12.5% 市町村 12.5% 第1号被保険者 23% 第2号被保険者 27%
包括的支援・任意事業	国 38.5% 県 19.25% 市町村 19.25% 第1号被保険者 23%

注1 第1号被保険者…65歳以上。介護保険料を市町村に納付。

注2 第2号被保険者…40歳以上65歳未満。介護保険料は医療保険料と併せて納付。

地域支援事業に要する費用の見込み

区 分 \ 年 度	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	合計
地域支援事業	億円			億円
介護予防・日常生活支援総合事業	億円	調整中		億円
包括的支援事業・任意事業	億円			億円

【目標値】

地域包括支援センター職員養成研修（現任者研修）の修了者数（単位：人）

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
223	180	180	180	180

注 2019(令和元)年度は実績、2020(令和2)年度は実績見込み。

< 2 > 医療と介護の連携の強化

医療や介護を必要とする高齢者については、心身の状態に即した適切なサービスの提供を切れ目なく行う必要があるため、医療と介護の連携を強化する必要があります。

施策の方向

- ◇ 地域における保健・医療・福祉の関係機関や団体等の連携を強化する取組を進めます。
- ◇ 医療に係る専門的・技術的な対応が必要な事項や、広域的な連携が必要な事項に関する市町村支援を推進します。
- ◇ 在宅医療施策や訪問看護の充実を図ります。

① 地域における連携強化の取組の推進

○ ケアマネジメント等に関する連携強化の取組

介護保険サービス等のケアマネジメントにあたっては、包括的・継続的なケアを行うため、地域において主治医と介護支援専門員等との連携を強化する必要があることから、県では、介護支援専門員の養成や資質向上のための研修等を通じて連携強化の取組を進めます。

また、地域における医療と介護の連携における課題等の情報交換と検討を行うため、地域包括支援センターや医療・介護関係者、自治体職員等を構成員とする「地域包括ケア会議」を地域別に開催する等、医療と介護の連携を推進します。

【主要事業】

- ・ 介護支援専門員の養成（県）（再掲：本掲はP●）
- ・ 介護支援専門員の資質向上（県）（再掲：本掲はP●）
- ・ 地域ケア多職種協働推進事業（県）（再掲：本掲はP●）

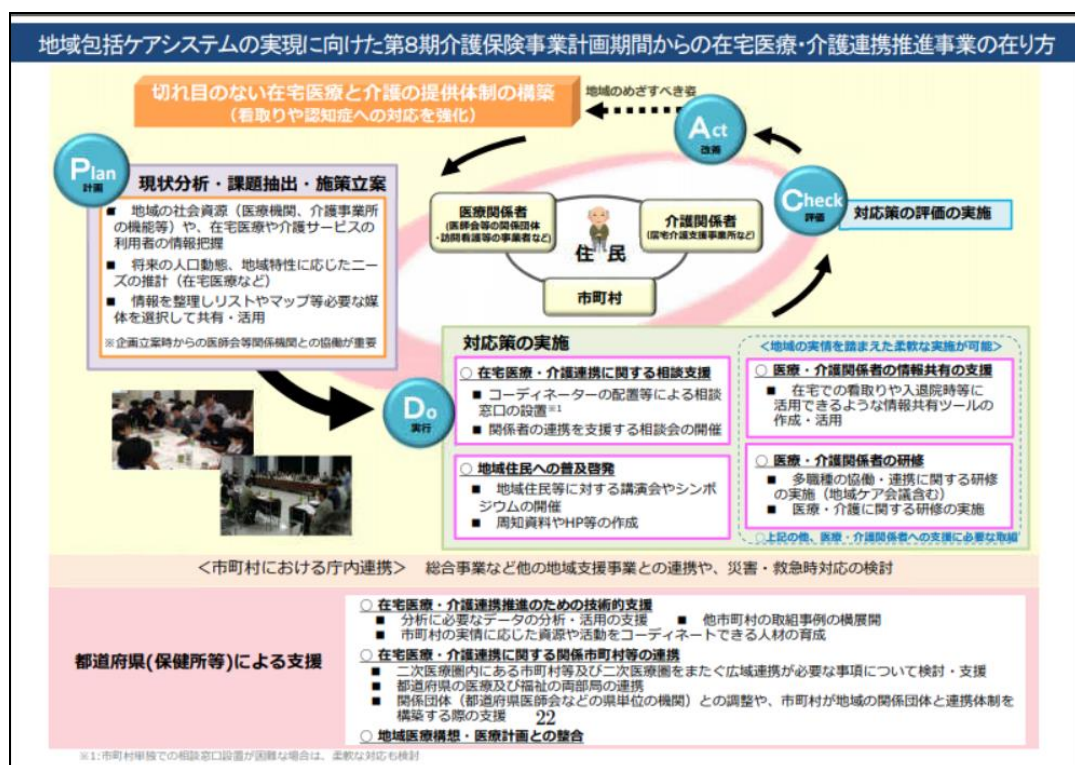
○ 市町村における医療と介護の連携

2014（平成26）年の介護保険制度の改正により、在宅医療・介護連携推進事業（※）

が地域支援事業に位置付けられ、2018（平成 30）年度までに市町村でスタートしました。また、2021（令和 3）年度からは、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けて、PDCA サイクルに沿った取組を更に推進していくことが求められます。

この事業では、地域の医療・介護サービス資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出、地域住民への普及啓発、在宅医療・介護連携に関する相談支援等に取り組みます。

県は、県全体及び県保健福祉事務所等の圏域で、「地域包括ケア会議」を開催するとともに、市町村や関係機関との情報交換・好事例の紹介等により、市町村の取組を支援します。特に、医療に係る専門的・技術的な対応が必要な、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築や、在宅医療・介護連携に関する相談支援、在宅医療・介護連携に関する関係市町村等の連携の取組は、医師会等と連携し、重点的に対応します。



注 厚生労働省資料より。

【主要事業】

・在宅医療施策推進事業（県・民間）

県全体や地域の在宅医療に係る課題抽出等を行うとともに、県内の在宅医療従事者等の増加やスキルアップを目指し、訪問診療への同行研修や、座学研修を行います。また、医療従事者と介護従事者との連携強化等に対する支援を行います。

○ 認知症に関する連携強化の取組

かかりつけ医が、認知症を初期の段階で発見した際に、地域包括支援センターと連携して、進行を遅らせるサービスの利用や家族支援を行うことができるよう、かかりつけ医のアドバイザーとなる認知症サポート医の養成や、かかりつけ医の認知症対応力向上研修に取り組みます。（→詳細はP●参照）

また、市町村では、2015(平成27)年度以降、地域支援事業において、認知症初期集中支援チームを設置するよう定められました。

この事業では、認知症サポート医をはじめとするチーム員が、初期の段階で、医療と介護の連携のもとに、認知症の人やその家族に対して適切な支援を行います。

県は、認知症サポート医の養成や、「地域包括ケア会議」の開催、好事例の紹介、チーム員と連携する認知症地域支援推進員の資質向上のための研修を実施するなど、市町村の取組を支援します。

○ 高齢者の口腔ケアの推進

高齢者の歯及び口腔の健康は、全身の健康の保持増進に寄与するとともに、生活の質の向上にも影響するため、継続的な歯科保健対策が必要です。

また、高齢者のオーラルフレイル（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態）対策を進めます。

【主要事業】

- ・ 在宅療養者等訪問口腔ケア推進事業（県 ＊保健所設置市域除く）（再掲：本掲はP●）
- ・ オーラルフレイル対策による健康寿命延伸事業（県）（再掲：本掲はP●）

② 在宅医療体制の充実

在宅医療体制の充実を図るため、在宅医療施策や在宅歯科医療の推進、訪問看護の充実に取り組みます。

○ 在宅医療施策の推進

在宅医療・介護関係者等で構成する「在宅医療推進協議会」を設置し、課題の抽出や好事例の共有を行うとともに、在宅医療従事者の増加を目指し、訪問診療への同行研修や座学研修を行います。

また、在宅医療を担う医師やかかりつけ医等、地域の医師による看取りに関する研修会を開催します。

加えて、退院元の医療機関、退所元の介護老人保健施設等から訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所等への連携構築により、途切れ目のない継続的なリハビリテーションの提供を推進します。

【主要事業】

- ・ 在宅医療施策推進事業（県・民間）（再掲：本掲はP●）

○ 在宅歯科医療の推進

在宅歯科医療に関わる地域の拠点として、在宅歯科医療地域連携室を、各地域連室を取りまとめる拠点として在宅歯科医療中央連携室を設置し、在宅歯科診療を行っていない歯科医療機関の在宅歯科医療への参入や、既に参入している歯科医療機関における在宅歯科医療の充実を促進します。

また、歯科診療所が在宅歯科医療実施のために導入する機器の整備に対して、支

援を行います。

【主要事業】

・在宅歯科医療連携拠点運営事業（民間）

在宅歯科医療中央連携室を設置し、各種会議の開催、地域連携室の統括に関する業務等を実施します。

在宅歯科医療地域連携室を設置し、相談対応業務、在宅歯科医療に関するコーディネート、広報活動、講習会・研修会の開催、高度な歯科医療機器の貸出等を実施します。

・在宅歯科診療所設備整備事業（民間）

在宅歯科医療を実施する歯科医療機関に対して、在宅歯科医療用機器及び在宅医療実施のための機器等の整備に係る経費に対し補助します。

・要介護者等歯科診療支援事業（民間）

診療所で治療しなければならない重度の患者の受け皿を構築するため、休日急患歯科診療所を活用して実施する、在宅・施設要介護者等の歯科診療に従事する歯科医師等の人件費に対して補助します。

○ かかりつけ薬剤師・薬局の普及・定着

厚生労働省が策定した「患者のための薬局ビジョン」^(※)に則した取組や、薬剤師が在宅医療に取り組むための教育研修を推進し、かかりつけ薬剤師・薬局^(※)の普及・定着を図ります。

○ 訪問看護の充実

訪問看護の充実のため、質の高い看護人材を育成する研修事業等を実施します。

【主要事業】

・訪問看護推進支援事業（県・民間）

今後の在宅医療の進展及び高度・多様化する訪問看護のニーズに対応できる看護職員を育成するため、実態を調査・検討し、研修等を行います。

○ 歯科衛生士・歯科技工士の人材養成・確保

歯科衛生士・歯科技工士の養成校合同でのガイダンス事業等に対する支援や、在宅歯科医療に対応できる歯科技工士を育成するための在宅歯科医療教育の実施に対する支援を行います。

○ 在宅サービスの充実

医療と介護の両方を必要とする人の増加に対応し、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「看護小規模多機能型居宅介護」等の地域密着型の在宅サービスの普及を図ります。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時の対応を行うサービス。

看護小規模多機能型居宅介護

「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせるサービスを提供する小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるサービス。

【目標値】

在宅医療に携わる看護職員の養成数（県内の訪問看護ステーションに従事する看護職員数）（単位：人）

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
3,450	3,661	3,911	4,161	4,411

注 2019(令和元)年度は推計値、2020(令和2)年度は実績見込み。

医療と介護の一体的な体制整備について

1 総合確保方針等

地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本方針（平成26年9月告示）、医療計画作成指針（令和2年4月改正医政局長通知）及び介護保険事業計画基本指針（令和3年3月告示（予定））において、県の「神奈川県保健医療計画（県医療計画）」並びに「かながわ高齢者保健福祉計画」及び市町村の介護保険事業計画（市町村計画）を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することが求められています。

2 協議の場

高齢化の影響による医療・介護需要の増は県・市町村でそれぞれ推計していますが、これに加えて、病床の機能分化・連携により生じる追加的な在宅医療・介護保険施設等の需要について、協議の場で調整・協議を行いました。

県医療計画と本計画及び市町村計画の整合性を確保するための協議の場は、高齢者保健福祉圏域単位（≡二次保健医療圏単位）で設置されている「地域医療構想調整会議」を活用しました。

○病床の機能分化・連携により生じる追加的な在宅医療・介護保険施設等の需要
(人/日)

	2020（令和2）年度		2023（令和5）年度	
患者数	在宅医療	介護保険施設	在宅医療	介護保険施設
	1,754.21	529.47		調整中

3 神奈川県の医療・介護需要

県と市町村及び「協議の場」の調整結果に基づき、県医療計画における在宅医療の整備目標と市町村計画における介護保険施設等の整備目標をそれぞれ検討し、県医療計画、本計画及び市町村計画に反映しました。

※数値は、2025年の介護施設・在宅医療等の追加的需要の機械的試算（平成29年8月10日 厚生労働省医政局地域医療計画課長、老健局介護保険計画課長、保険

局医療介護連携政策課長通知)を使用。

【介護保険施設等の整備目標】

本計画及び市町村の介護保険事業計画においては、介護保険施設が受け皿になる分である上記2を特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は介護医療院^(※)のサービス見込み量として計上しています。

＜3＞ 地域での支え合いの推進

認知症の人や一人暮らしの高齢者が増加する中、誰もが地域においていきいきと自立した生活が送れるよう、地域住民、行政、関係機関が連携し、「共に生き、支え合う社会づくり」を進める必要があります。

施策の方向

- ◇ 身近な地域における介護保険サービスの適切な提供に努めます。
- ◇ 高齢・障がい・子育て・生活困窮などの分野を超えて、必要な人に必要な支援が行えるよう、地域住民や行政、市町村社会福祉協議会、NPO等関係団体、ボランティア、自治会、民生委員・児童委員など関係機関による地域づくりやネットワークづくりを進めます。
- ◇ 地域コミュニティの再生・活性化を推進し、地域の特性を生かした支援が行えるよう、適切な福祉サービスを提供する人材、サービスとサービスを必要とする人をつなぐ人材の育成に取り組みます。
- ◇ 新型コロナウイルスなどの感染症対策と、地域支え合い活動の両立を図ります。
- ◇ 介護している家族の負担の軽減を図るため、必要な支援を行います。

① 身近な地域における介護保険サービスの適切な提供

各市町村は、保険者として、高齢者等にとって住み慣れた地域を日常生活圏域として設定した上で、各介護保険サービスの供給見込量を算出し、適切な提供を行うこととしています。また、要介護者に対して、住み慣れた地域における生活を24時間体制で支えるという観点から、要介護者の生活圏域内にサービス提供の拠点が確保される「地域密着型サービス」の提供を促進します。

② 住民参加による地域での支え合いの推進

○ 地域での見守り活動の実施

一人暮らしの高齢者等の安否を確認し、事故や緊急時に迅速な対応を取るとともに、閉じこもり等による地域や社会からの孤立を予防し地域での生活を支えるため、

市町村や地域包括支援センターをはじめ、民生委員・児童委員、老人クラブ、地域住民等による見守り体制を充実します。

こうした支え合い活動による見守り体制を、認知症高齢者施策や災害時の支援活動等にもつなげ、高齢者が孤立しない地域コミュニティづくりを市町村や関係団体と連携して進めます。

○ 介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援等の実施

2017(平成 29)年 4 月から、すべての市町村で、要支援者に対する予防給付サービスのうち、訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行し、「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」といいます。）を実施しています。（→詳細は P76 参照）

この事業により、市町村は地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、生活支援を含めた多様なサービスを提供できるようになりました。高齢者も生活支援サービスの運営に支え手として参加することにより、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持していくことが期待されます。

また、こうしたサービスは高齢者に限らず、同じような課題を有する人にも応用することができます。地域共生社会の実現に向けて、多様な主体による多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進していきます。

新型コロナウイルス感染症と地域支え合い活動の両立

令和 2 年 1 月頃からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、人と人との密接な接触が制限され、地域支え合い活動にも大きな影響が出ています。特に高齢者は感染すると重症化のリスクが高いとされていることから、外出を自粛する人もいます。一方で、閉じこもりによる心身の状態の悪化が懸念されています。

感染リスクを抑えながら活動を継続していくことが求められています。インターネットの活用はもちろん、対面での活動についても 3 密（密集、密接、密閉）を避け、「新しい生活様式」を踏まえた対応を行うことで継続が可能です。

県では、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎつつコミュニティ活動を進めるうえで注意すべきポイントをまとめたリーフレット「感染リスクを抑えながらコミュニティを楽しむコツ」（政策局未来創生課）を発行しています。リーフレットは県ホームページからダウンロードできます。

（掲載ホームページ）<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k8d/community/top.html>

③ 地域で支えるための人材の育成と体制づくり

○ 社会福祉協議会との協働・連携

社会福祉協議会は、社会福祉法に地域福祉推進を目的とする団体として位置付けられており、神奈川県社会福祉協議会では、各種福祉人材の養成や無料職業紹介、ボランティア活動の振興、権利擁護の取組をはじめとした様々な活動を行っています。

神奈川県社会福祉協議会及び県内の市町村社会福祉協議会との協働・連携により、地域福祉の一層の推進を図ります。

○ 地域福祉を推進する人材の活動支援・育成

地域における支え合いの中心となる人材に対して活動支援を行うとともに、人材の育成に取り組みます。

市町村は生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成やサービスの開発、そのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を地域に配置するとともに、生活支援コーディネーターのほか、NPO 法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地域組織、民間企業、ボランティア団体等生活支援サービスを担う多様な主体で情報共有や連携・協働を進めるための協議体を設置します。

県は、生活支援コーディネーターの養成やネットワーク化を進めるための研修等を行い、市町村の取組を支援します。その際、ICT の活用による研修の受講機会の拡大や、生活支援コーディネーター同士の情報交換の促進を図るよう検討します。

【主要事業】

・ 民生委員・児童委員の活動支援（県・指定都市・中核市）

民生委員・児童委員を対象に、新任研修・リーダー研修・テーマ別研修などを体系的に実施し、活動に必要な知識の習得を図るとともに、各種支援制度の解説や日々の活動に役立つ情報を盛り込んだ民生委員活動の手引を作成します。

また、民生委員・児童委員が行う一人暮らしの高齢者世帯等への訪問活動などに対し、支援します。

・ 生活支援コーディネーター養成研修（県）

地域における生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化などを行う生活支援コーディネーターを養成するための研修や、生活支援コーディネーター同士のネットワーク化や資質向上のためのフォローアップ研修、担い手発掘に向けた地域フォーラム等を実施します。

・ 地域福祉関係職員研修（県）

地域において、課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源（サービス等の情報・人・場所）をつなぎ、具体的な解決へ導くことができる人材である「地域福祉コーディネーター」を育成していきます。

④ 多世代居住のまちづくり

少子高齢化や空き家の発生などによって活力が低下している住宅地において、子どもから高齢者までの多世代が近くに住み互いに支え合い、誰もがいきいきと生活できる「多世代居住のまちづくり」を推進します。

【主要事業】

・ 多世代居住のまちづくり推進（県）

まちづくりの担い手養成講座や、地域展開の検討、普及啓発等を行い、「多世代居住のまちづくり」を推進します。

<4> NPO・ボランティア等との協働

地域における多様なケアを行う体制を確保するため、NPO・ボランティアや高齢者自らを含めた地域活動を行う個人やグループの活動を促進することが重要です。

施策の方向

- ◇ NPO・ボランティア及び元気な高齢者を含めた地域活動を行う個人やグループとの協働を推進します。
- ◇ NPO・ボランティア等の活動を促進するため活動環境の整備に取り組みます。

① NPO・ボランティア等の活動の促進

NPO・ボランティア等の活動を促進するため、相談、情報提供や活動のための環境整備などに取り組みます。

【主要事業】

- ・ かながわボランティアセンターによるボランティア活動の推進（民間）
県社会福祉協議会において、ボランティア活動に関する総合相談、情報提供及び「ボランティアコーディネーター」の人材育成等を実施し、広域的な視点からボランティア活動の推進を図ります。
共通の悩みや問題を抱える人やその家族が、自主的に行うセルフヘルプ等当事者団体の活動を支援します。
市町村ボランティアセンターの機能強化を支援するなど、地域におけるボランティア活動を支援します。
- ・ かながわ県民活動サポートセンターにおけるボランティア活動の推進（県）
県民のボランティア活動支援の拠点として、活動の場や情報の提供、相談・コーディネート業務等を実施します。
- ・ 地域介護予防活動支援事業（市町村）
介護予防に関するボランティアなどの人材や住民主体の介護予防活動の育成・支援を実施します。

② NPO等との協働

県では、地域の課題を効果的に解決するため、「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」に基づき、先進性、専門性、行動力といった特性を持つNPO等の協働を推進します。

＜５＞ ケアラー（介護者）への支援

年齢層や抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、自分の希望する人生や日々の暮らしが送れるよう、様々な分野が連携して支援することが必要です。

施策の方向

- ◇
- ◇ **介護をしている家族等が介護を理由に離職することのない環境づくりを進めます。**

① 家族介護支援などのための取組の推進

市町村では、地域支援事業の任意事業として、地域の実情に応じて、介護している家族等の様々なニーズに対応したサービスを提供することにより、家族等の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るほか、地域での自立した生活を継続することができるよう必要な支援を行います。

また、介護をしている家族等が必要な介護サービスが受けられないことを理由に離職することがないように、引き続き介護サービス基盤の整備を進めるとともに、仕事と介護の両立のためには職場環境づくりも重要であることから、企業等への育児・介護休業法の周知や意識啓発に取り組みます。

【主要事業】

・ 家族介護支援事業（市町村）

要介護高齢者を介護する家族等に対して、適切な介護知識や技術の習得を図る「家族介護教室」を開催します。

介護する家族へのヘルスチェックや健康相談、介護者同士の交流会の開催等を行う「家族介護継続支援事業」により、家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減します。

・ 福祉用具・住宅改修支援事業（市町村）

福祉用具・住宅改修の効果的な活用のため、情報提供、相談、助言を行うとともに住宅改修費支給申請の理由書作成経費の補助を行います。

・ 地域自立生活支援事業（市町村）

高齢者の地域における自立した生活を継続するため、生活援助員の派遣、介護相談員の活動支援、栄養改善の必要な方に対する配食サービス、家庭内の事故等への対応の体制整備などのサービスを実施します。

・ 総合相談支援事業（市町村）（再掲：本掲は P30）

・ かながわサポートケア企業認証制度（県）

介護休業や休暇などに係る制度の社内制度化や、仕事と介護の両立支援に関する社内の責任者を明確化しているなど、県の定める認証基準の審査を行い認証を行います。

< 6 > 多様な住まいの確保

高齢者が地域で生活を継続できるようにするため、住み慣れた地域や家庭で、できるだけ自立して健康で暮らすことができるよう、生活環境などの都市基盤の整備に取り組む必要があります。

そのため、民間事業者による高齢者に配慮した住まいの供給、高齢者に対応した公営住宅の整備や福祉サービスと連携した住宅供給などの事業に取り組むことが大切です。

施策の方向

- ◇ **高齢者が安全で安心して住むことができる高齢者向け住宅の整備の促進に努めます。**
- ◇ **高齢者の入居を受け入れる民間賃貸住宅の情報提供等により、入居の円滑化を支援するとともに、高齢者の様々なニーズに対応した、多様な住まいの普及を推進します。**

① 高齢者向け住宅の整備

段差の解消や手すりの設置など設備面での配慮や、見守りやケアなど福祉サービスと連携した高齢者向け住宅の整備を推進します。

【主要事業】

・ 高齢者向け公営住宅の整備等（県）

県営住宅の建替に当たっては、全ての住戸について室内の段差解消や手すりの設置などバリアフリー化を進めます。そして、一部の住戸については、高齢者や障がい者向けの特定目的住宅として供給します。

既存の県営住宅においても、段差の解消や手すりの設置等を計画的に行うとともに、居住者の必要に応じて、バリアフリー化を行い、高齢者等に配慮した住環境を整備します。

・ シルバーハウジング^(※)（高齢者世話付き住宅）事業の実施（県・市町村）

今後とも増大する高齢者の世帯が、地域生活の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、福祉施策と連携し、シルバーハウジング（高齢者世話付き住宅）を供給します。

県営住宅での事業実施にあたっては、段差解消、手すり、緊急通報システムの設置等、高齢者の生活特性に配慮した設備を備えた住宅に、市町村が生活援助員（ライフサポートアドバイザー）を配置し、入居高齢者に対する日常生活の支援を行います。

② 高齢者等の居住支援の推進

○ 居住支援の推進

高齢者等は、病気や事故、安全面等への不安から賃貸住宅の入居を敬遠されることがあることから、賃貸住宅の家主から、高齢者等住宅の確保に配慮を要する者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供するなどの取組を進めます。

○ 多様な住まいの普及の推進

高齢者のみの世帯の増加を背景に、ライフスタイル・価値観の多様化に伴う「住み替えニーズ」の増大が見込まれており、介護が必要となったときに、365日、24時間安心して住み続けることができる住まいへの期待が高まっています。

2011(平成23)年10月から施行された改正高齢者住まい法^(※)によるサービス付き高齢者向け住宅の登録制度の創設などを受けて、高齢者の様々なニーズに応える多様な住まいの周知と普及に努めていきます。

有料老人ホームについては、神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、入居者の福祉を重視した施設運営が行われるよう取り組みます。

なお、介護付有料老人ホームについては、各市町村の介護保険事業計画や県の高齢者保健福祉計画に基づいて、適正な配置となるよう指定や届出等の対応を行い、住宅型有料老人ホームに該当しながら届出がなされていない施設等に対しては、運営形態を確認し、該当する場合は県に届出を行うよう指導します。

【主要事業】

・ 神奈川県居住支援協議会による取組（県・市町村・民間）

高齢者や障がい者、外国人等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居や供給の促進、その他必要な措置について協議・実施します。

・ サービス付き高齢者向け住宅の登録及び適正管理の促進（県・指定都市・中核市）

サービス付き高齢者向け住宅の登録を促進するとともに、バリアフリーなどの住宅の質や生活支援サービスの質を確保するため、事業者等に対して、「サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針」の普及啓発や定期的な報告の徴収、立入検査を実施します。

・ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録制度（県・指定都市・中核市）

賃貸住宅の家主から、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。

・ 居住支援活動を取りまく周辺環境整備事業（県）

不動産業者や居住支援団体の職員やボランティアを対象として、賃貸住宅から福祉施策に至る「住まい探しに関する横断的な知識」を習得してもらうため、「住まい探しサポーター」としての養成講座を実施します。

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録戸数数の目標値

(単位：戸)

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
260	800	1,200	1,600	2,000

注 2019(令和元)年度は実績、2020(令和2)年度は実績見込み。

③ 住宅改修・福祉用具利用の相談体制の充実

住宅の改修や福祉用具の利用によって、高齢者の日常生活の活動能力が高まる事例があることから、市町村の高齢者福祉相談窓口や地域包括支援センターでは、在宅介護に関する相談の一つに住宅改修や福祉用具利用に関する相談を位置付け、取り組めます。

2 高齢者の尊厳を支える取組の推進

〔現状と課題〕

- 介護保険制度の施行後、介護支援専門員（ケアマネジャー）等の第三者が家庭に介入することにより、高齢者への虐待が顕在化してきました。高齢者虐待防止法に基づく市町村等への相談・通報が増加する中では、対応が困難な事例も多く見受けられる状況となっています。
- 高齢者虐待のうち、認知症の人の虐待被害の割合が多いことから、認知症施策とも連動するなど、虐待の未然防止や支援のネットワークの構築が必要です。
- 施設や事業所における虐待に関する相談・通報件数も増加しているほか、内容も複雑化しています。施設等での虐待は、職員の知識・介護技術等に関する問題やストレスの問題が要因であることが多く、こうした問題に対応するとともに、身体拘束防止への取組など虐待を未然に防止する取組が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症に係る外出自粛や、感染拡大の防止に対応するための業務拡大等の影響を受け、介護者の負担が増加することにより、高齢者虐待や不適切ケアにつながるリスク増加の懸念があることから、在宅で介護に携わる養護者や、養介護施設等における介護従事者等に対する支援がさらに重要になっているといえます。
- 高齢者に対する権利侵害の問題に着実に対応するため、高齢者一人ひとりが尊重され、安心して暮らせるよう、権利擁護のしくみを充実する必要があります。

〔目指すべき方向性〕

- 高齢者虐待を防止するため、医療、保健、福祉等地域ネットワークの整備や、虐待事例に対応する自治体等の保健福祉人材に向けた対応力向上のための研修等の実施に取り組めます。
- 介護サービス事業所等で介護に従事する職員を対象とした高齢者虐待防止のための研修の実施や、苦情・相談受付等の施設体制の整備のほか、身体拘束廃止の取組を推進します。
- コロナ禍においても、さらに研修受講の機会を拡大していく必要があることから、既存の集合研修だけでなく、オンラインでの実施を積極的に推進します。
- 判断能力が十分でない高齢者の福祉サービス利用や日常的な金銭管理を支援するなど、一人ひとりが尊重され安心して暮らせるように権利擁護のしくみの充実に努めます。

【目標】

虐待防止関係職員専門研修の受講者数・開催回数

年	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
受講者数(開催回数)	100名(2回)	200名(3回)	250名(3回)	250名(3回)

< 1 > 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者への虐待が顕在化し、虐待対応の窓口となる市町村や地域包括支援センターに寄せられる相談や通報も増加の傾向にあります。

高齢者虐待を未然に防止するため、地域ぐるみの取組が必要です。

施策の方向

- ◇ 高齢者虐待を防止するための体制の整備を進めます。
- ◇ 身体拘束をしない介護の取組を推進します。

① 高齢者虐待防止の取組の推進

高齢者虐待防止法では、家庭における養護者や養介護施設等の職員による虐待により、高齢者の生命・身体に重大な危険が生じていることを発見した者は、市町村や地域包括支援センターへ通報しなければならないこととされています。

○ 市町村の役割（権利擁護事業（地域支援事業））

市町村は、虐待の通報や届出窓口を住民に周知するとともに、通報を受けた場合は速やかに事実確認を行い、高齢者の生命や身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合は、一時的に身柄を保護する等の安全確保を行います。

また、虐待の未然防止のほか、養護者への支援を円滑に進めるため、地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、総合相談、早期発見、見守り、適切な介護サービスの提供を行うための、地域ネットワークの整備を図ります。

○ 県の役割

県は、リーフレットやホームページを活用し、虐待の正しい知識等について県民に対して普及啓発を行うとともに、虐待対応を行う市町村へ必要な支援・助言を行います。

また、介護保険施設等の従事者による虐待の通報については、必要に応じて市町村と連携し、事実確認を行うとともに、施設や事業所への助言・指導等を行います。

さらに、県内の虐待対応の状況について、毎年度公表します。

虐待の未然防止及び養護者への支援に向けて、関係機関の連携強化、体制整備を図るため、有識者等で構成する「かながわ高齢者あんしん介護推進会議」において、虐待防止に関する諸課題について検討を行います。

なお、認知症の高齢者が虐待を受ける事例が少なくないことから、会議の運営にあたっては、「神奈川県認知症対策推進協議会」（P●参照）とも連携します。

<実績>

「かながわ高齢者あんしん介護推進会議高齢者虐待防止部会」では、市町村及び県職員を対象に、2005（平成 17）年度に「高齢者虐待防止マニュアル」、2010（平成 22）年度に「市町村養介護施設従事者等による高齢者虐待相談・通報への対応マニュアル」を策定したほか、毎年、虐待防止関係職員への研修を実施するなど、高齢者虐待相談や通報に対応する市町村及び県職員の対応能力の向上を図っています。

さらに、2011（平成 23）年度、2012（平成 24）年度に「養護者による高齢者虐待対応事例集」、2014（平成 26）年度に「高齢者虐待防止対応マニュアル（養護者による高齢者虐待対応）」を策定したほか、2017（平成 29）年度には、これまでの相談事例等から得られた課題から、高齢者虐待対応に必要な基本的な考え方と留意点を示した研修会用資料を作成しました。また 2019（令和元）年度には、「高齢者虐待防止マニュアル」の全面的な改訂を行ったほか、県民に向けた「高齢者虐待防止に向けた啓発リーフレット」を作成し、高齢者虐待に関する基本知識の周知を図った。

また、今後はこれらを活用して、複雑化する高齢者虐待への対応力の標準化にも取り組みます。

このほか、施設や事業所への支援として、2008（平成 20）年度に「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」を策定したほか、2016（平成 28）年度には、手引きの内容をパワーポイントで学ぶことができる施設職員向けの研修教材をホームページで公開し、広く周知することにより、介護保険施設等での事業所内研修の実施を促進しています。

○かながわ高齢者あんしん介護推進会議

高齢者が安心して介護サービスを受けられるよう、高齢者に対する虐待や身体拘束の廃止等の取組を通じて介護の質の向上を図るとともに、施設や在宅での介護の諸課題を協議する組織として、2つの部会を設置して検討を行っています。

実施主体：県

構成委員：医師会、看護協会、弁護士、専門職団体、学識経験者、市町村、保健福祉事務所等のほか、県が主催する下記の2部会ならびに認知症対策推進協議会を含む

部 会：高齢者虐待防止部会…… 高齢者虐待防止対策の推進
拘束なき介護推進部会…… 身体拘束廃止対策の推進

○ 高齢者虐待防止に関する対応力の向上

虐待事例に適切に対応できるよう、市町村や地域包括支援センター、保健福祉事務所における高齢者虐待防止対応職員に対する研修を実施するとともに、ケースの共有や情報交換を目的とした会議を開催します。

○ 介護サービス相談員の活用に向けた市町村支援

施設での高齢者虐待を未然に防ぐためには、第三者である外部の目を積極的に導入することが効果的です。市町村による介護サービス相談員の派遣を支援するため、相談員の養成や資質の向上を目的とした研修を充実するとともに、事業効果の周知等により市町村での活用や施設での受入の促進を図ります。

【主要事業】

・ 高齢者虐待防止関係職員研修（県）

高齢者虐待の相談・通報受付や事実確認調査、養護者の支援等の対応に関わる市町村や、地域包括支援センターの職員を対象に、法の趣旨を理解し、高齢者及び養護者に速やかに介入・支援できるよう、実践的な知識・技術の習得を目的とした研修を実施します。

・ 介護サービス相談員養成研修（県）

介護保険サービス利用者の相談に応じ、地域のサービスの質の向上や適正化に資する介護サービス相談員を養成し、現任の介護サービス相談員の資質の向上を図り、市町村における介護サービス相談員派遣事業の取組を推進します。

・ 介護保険施設における看護職員研修（県）

介護現場で権利擁護の視点に立った取組を行う人材を育成し、介護保険サービスの質の向上を図るため、介護施設等の看護職員を対象として、権利擁護意識に基づいた、介護に関する実践的な知識・技術の習得を目的とした研修を、スキルに応じて段階的に実施します。

② 拘束なき介護の取組の推進

養介護施設や介護サービス事業所においては、緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束を行ってはならないこととされています。拘束のない介護の取組を推進するため、関係機関による会議を開催するほか、介護保険施設等の職員に対する研修を実施します。

【主要事業】

・ 「かながわ高齢者あんしん介護推進会議・拘束なき介護推進部会」の運営（県）

関係機関との連携強化や相談体制の充実を図るため、「かながわ高齢者あんしん介護推進会議・拘束なき介護推進部会」において諸課題を協議します。

・ 高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進研修（県）

介護保険施設等が各地域において自ら高齢者の権利擁護及び身体拘束廃止に関する実践的な取組ができるよう、介護保険施設等の職員を対象として、階層別に研修を実施します。

身体拘束における「緊急やむを得ない場合」について

介護保険の運営基準上、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、次の3つの要件を満たす「緊急やむを得ない場合」で、かつ、これらの要件等の手続きが極めて慎重に実施されている場合以外は認められません。

< 3つの要件 >

- 1 切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- 2 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない
- 3 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

< 2 > 権利擁護のしくみの充実

高齢者や障がい者が、相続等の際に財産の権利を侵害されたり、身体的虐待や長時間の放置及び心理的虐待等により、身体・精神面の権利を侵害されたりする事例があります。

このような権利侵害の問題に対応するため、一人ひとりが尊重され安心して暮らせるよう権利擁護のしくみを充実する必要があります。

施策の方向

- ◇ 権利侵害に対する相談や支援の取組を進めます。
- ◇ 判断能力が十分でない高齢者のサービス利用や日常的な金銭管理の支援等の権利擁護のしくみの充実に努めます。

① 地域包括支援センターによる権利擁護の取組

地域包括支援センターでは、権利擁護事業（地域支援事業）において、地域の高齢者等への身体・精神面、財産面の権利侵害に対する総合相談窓口として、地域の関係機関と連携を図りながら、権利擁護相談や支援のための取組に努めます。

② 神奈川県社会福祉協議会による権利擁護の取組

県では、神奈川県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会が実施する権利擁護事業に対する支援を行い、権利擁護の取組の促進を図ります。

○ 福祉サービスの利用援助

神奈川県社会福祉協議会において、認知症高齢者等判断能力が十分でない方に、福祉サービスの利用の手続きの援助や、日常的な金銭管理等の支援を行う「福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）」を市町村社会福祉協議会に委託し実施するとともに、相談を受け支援計画を作成する「専門員」や、具体的な訪問支援を行う「生活支援員」の資質向上を図る研修等の取組を行います。

○ 苦情解決体制の充実

神奈川県社会福祉協議会が設置する、第三者機関「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」において、福祉サービスに関する苦情に対し、相談・助言・調査・あっせんを行い、また、事業者の主体的な苦情解決体制の充実を支援する事業や、県社会福祉協議会が実施する「福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）」の運営を監視する事業を行います。

③ 成年後見制度利用促進の取組の活用

県内どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、家庭裁判所、社会福祉協議会、専門職団体等と連携し、市町村における権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、地域の特性に応じた体制整備を支援し、成年後見制度の利用促進に努めます。

【主要事業】

・ かながわ成年後見推進センター事業（県）

判断能力が十分でない高齢者等の権利を守り、地域で安心して自立した生活を送るために、「かながわ成年後見推進センター」を拠点として、成年後見制度の利用を支援します。

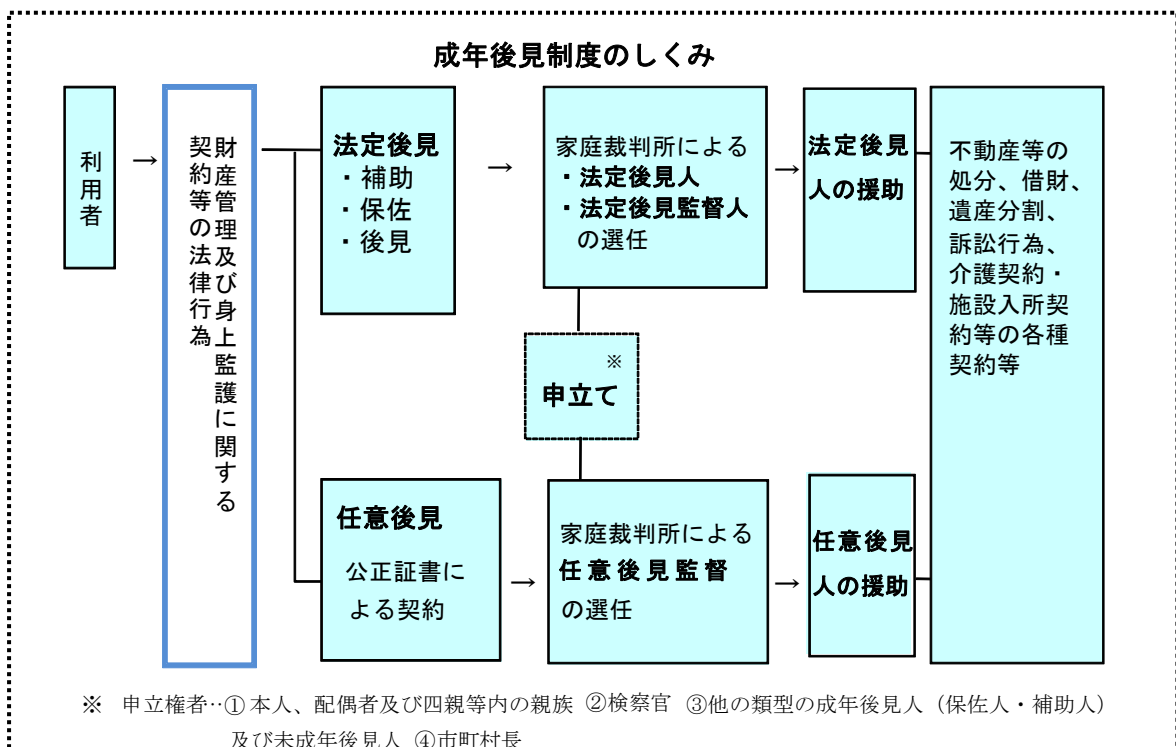
また、市町村、市町村社会福祉協議会及び専門職団体等との成年後見制度に関する連絡会の開催、市町村や中核機関等の職員への研修により、成年後見制度の利用促進及び市町村職員等の資質向上を支援するとともに、第三者の担い手として期待される法人後見の担当者や市民後見人の人材育成を支援します。

・ 成年後見制度推進事業（県）

認知症高齢者等の増加が見込まれる中、高齢者等の権利擁護を推進するため、市町村が実施する市民後見人の養成、資質向上及び活動支援体制の構築等を支援します。

・ 成年後見制度利用支援事業（市町村）

申立てを行える親族がいらないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認める場合に、申立てに要する経費や成年後見人等の報酬について補助を行うとともに、成年後見制度の利用促進のためにさまざまな広報・普及活動を行います。



【目標値】

成年後見制度に係る市民後見人養成事業実施市町村数（総数）（単位：市町村）

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
14	14	16	19	25

注 2019(令和元)年度は実績、2020(令和2)年度は実績見込み。

④ 矯正施設退所予定者等の社会復帰支援

高齢または障がい有することにより福祉の支援が必要な刑務所等矯正施設の退所予定者に対する支援を行います。

【主要事業】

・ 地域生活定着支援事業（県）

高齢または障がい有することにより福祉の支援が必要な刑務所等矯正施設の退所予定者が、退所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう、「神奈川県地域生活定着支援センター」において、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を保護観察所と協働で進めます。

3 認知症とともに生きる社会づくり

〔現状と課題〕

- 国が 2015 (平成 27) 年 1 月に策定した「認知症施策推進総合戦略 (新オレンジプラン)」では、2025 年には全国で認知症の人が約 700 万人前後となり、65 歳以上の高齢者に対する割合は約 5 人に 1 人になると見込まれています。これを単純に人口比で当てはめると、本県では約 45 万人前後となり、認知症の人への対応は喫緊の課題となっています。
- 2019 (令和元) 年 6 月に策定された国の「認知症施策推進大綱」においては、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことが示されました。
- 認知症はだれもがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっています。誰もが同じ社会でともに生きる「共生」の基盤のもと、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症とともに生きる社会づくりを進めていく必要があります。
- また、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味とされており、認知症の改善に効果が期待できる取組を進めていく必要があります。
- 令和 2 年 9 月に、県では、認知症施策評価のためのアンケート調査 (以下、「県のアンケート調査」という。) を実施しました。認知症の人本人と家族の暮らしについて伺ったアンケートでは、「身体の具合が悪くなったらいつでも診てもらえる医療機関等がある」「医療と介護の支えで住み慣れたところで健やかにすごせている」と回答した方が多かったのに対し、「軽いうちに診断を受け、病気を理解できた」には「そう思わない」との回答が多くなっています。
- また、認知症の人が「地域の一員として社会参加できている」「社会に貢献している」かどうかという問いに対しては、「そう思わない」との回答が多い結果となりました。
- 認知症の人にとって、医療と介護が連携した支援を充実させていくことは重要なことですが、さらに、認知症の人や家族、周囲の人々が認知症に対する正しい知識を持ち、早期にその症状に気づき、診断や治療に結びつけることが重要となります。
- さらに、認知症の人が、地域において尊厳を保ちながら、生きがいをもって生活していくため、本人の希望に応じた社会参加の場づくりを図るとともに、家族も安心して生活を営むことができるよう、アンケートの結果なども踏まえながら、地域全体で認知症の人と家族を支援する体制を構築していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症による外出自粛等により、認知症の人の症状の悪化の懸念が指摘されているほか、認知症の人や家族を支える取組の推進にも影響が及んでおり、新しい生活様式にも対応した新たな取組を進めていく必要があります。

〔目指すべき方向性〕

- 認知症の人の視点に立ち、認知症の人やその家族の意見を踏まえて、総合的な認知症施策を推進することを基本とします。

- 認知症についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発に取り組み、地域で暮らす認知症の人本人による自らの言葉での発信を進めていきます。
- 県では、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものと捉える「未病」の考え方を取り入れた「認知症未病改善」の取組を推進します。
- 認知機能低下のある人や認知症の人の早期発見・早期対応を軸として、「認知症疾患医療センター」を中心とした認知症専門医療の提供体制の強化をはじめ、医療と介護の連携、認知症の人への良質な介護を担う人材養成等に取り組みます。
- 医療と介護の密接な連携のもとでの適切な医療・介護サービスが提供できるよう、認知症の人や家族等に対する地域での総合的な支援を行うネットワークを、認知症疾患医療センターや地域包括支援センター、市町村に設置されている認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を中心に構築する必要があります。
- 認知症の人の介護者への支援のため、介護経験者等が応じるコールセンターの設置等、相談体制を充実させ、介護者の精神的身体的負担の軽減に取り組みます。
- 認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を、県全体で進めるとともに、地域での見守り体制づくりや、具体的な支援体制の構築を進めます。
- 若年性認知症支援コーディネーター^(※)の配置により、経済的問題等高齢者とは異なる課題を抱える若年性認知症の人への、居場所づくりや就労・社会参加等の様々な分野にわたる支援に取り組みます。
- コロナ禍においても各施策を効果的に進めるため、リモートによる交流や発信を進めるとともに、オンラインでの研修や講座を積極的に実施します。

【参考指標】

県のアンケート調査において、「自分の思いが尊重されていると思う（本人向け）」
「本人の思いが尊重されていると思う（家族・介護者向け）」との問いに、「とてもそう思う」「わりとそう思う」と答える人の割合（単位：％）

2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)
—	—	51.6	55.0	60.0	65.0

< 1 > 普及啓発・本人発信支援

誰もが認知症とともに生き、介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は誰にも身近なものであることを、普及・啓発を通じて改めて社会全体として確認していく必要があります。

また、認知症の人が生き生きと活動している姿を伝えることは、認知症に関する社会の見方を変えるきっかけとなるとともに、多くの認知症の人に希望を与えるものでもあると考えられます。

認知症の人の視点に立って、認知症への正しい理解を深めるとともに、地域で暮らす認知症の人本人とともに認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭し、認知症の人が、できることや、やりたいことを活かして、希望やいきがいを持って暮らしていることを、オンラインなども活用しながら発信していきます。

施策の方向

- ◇ 認知症への理解を深めるため、認知症の人の視点に立ったキャンペーンなど、普及啓発を推進するとともに、県や市町村の相談窓口を、ホームページやリーフレットなどで周知します。
- ◇ 地域で認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターの養成を、企業や学校とも連携して進めます。
- ◇ 県の認知症本人大使を創設し、様々な場や媒体を通じて認知症の人本人からの発信を進めます。

① 認知症に関する理解促進・相談先の周知

県の施策アンケートにおいては、今後充実してほしい認知症施策として、「身近な地域で認知症の正しい知識を学ぶ講座の開催」をあげた方が最も多い結果となりました。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の方々の理解と協力のもと、地域ぐるみで本人や家族を支えていくことが重要です。そのため、認知症についての理解の普及促進を図るとともに、早期診断、早期対応につなげるため、県、市町村が設置する相談窓口を周知します。

○ 認知症に関する理解の普及促進

認知症についての情報提供や、認知症に関する講演会の開催、認知症の人の視点に立ったキャンペーンの実施など、オンラインも活用した普及啓発を図るとともに、県立高校における高齢者に対する理解を深めるための教育を進めます。

また、県では、認知症の人や家族、地域住民など誰もが参加することができ、集う場である認知症カフェなどについての情報提供や普及を促進していきます。

○ 相談先等の周知

早期にその症状に気づき、診療や治療に結びつけることにもつなげるため、認知症コールセンターのほか、地域の高齢者等の保険医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センターや認知症疾患医療センターといった県、市町村が設置する相談窓口を周知します。

県が運営する「かながわ認知症ポータルサイト」においては、相談窓口のほか、認知症に関する基礎知識や支援策などの情報をわかりやすく発信します。

○ 認知症サポーターの養成

県と市町村では、オンラインでの養成講座なども取り入れ、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する人（「認知症サポーター」）の拡充に取り組みます。

さらに県では、企業や学校現場と連携したサポーター養成を進めます。企業との連携では、サポーター養成講座の講師役となる「認知症キャラバン・メイト」を養成することで、企業内研修等による自主的なサポーター養成を促進する取組などを行います。

【主要事業】

・ 認知症対策普及・相談・支援事業（県・市町村・関係団体）

（１）キャンペーン等による普及啓発

９月２１日の世界アルツハイマーデーなどの機会を捉えて、「オレンジライトアップ」などと併せた認知症理解のための取組を進めるとともに、地域で開催している家族のつどいの支援、相談会などの取組も行います。

（２）認知症ポータルサイト等による普及啓発

認知症についての情報をより一元的に提供するため、県ホームページにおいて、「認知症ポータルサイト」として認知症に関する基礎知識や相談窓口、認知症カフェの情報など、認知症に関する様々な施策について周知します。

・ 認知症キャラバン・メイト等養成研修事業（県・市町村・関係団体）

認知症に対する理解の普及啓発を図るため、普及啓発の講師役となる「認知症キャラバン・メイト」を養成し、認知症サポーターの拡充に取り組みます。

・ 認知症未病改善対策推進事業

市町村と連携し、オンラインによる発信も活用した認知症理解、認知症未病改善のための普及啓発を行うとともに、学校等において認知症未病改善講座を実施し、若年層の認知症理解を促進する。

・ 認知症高齢者地域対策事業（県 ＊保健所設置市域を除く）

（１）相談・訪問・支援指導

各保健福祉事務所及びセンターが、認知症の人本人、家族が対応方法を話し合う場を開催するとともに、認知症の本人家族を支える応援者を養成し、活動を支援するため、認知症サポーターやオレンジパートナーの養成講座やステップアップ研修を実施します。

（２）普及啓発事業

各保健福祉事務所及びセンターが、市町村や地域包括支援センター等と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえた認知症普及啓発を進めます。

② 認知症の本人からの発信支援

認知症の方本人が生き生きと活動している姿を積極的に発信していくことで、認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭するとともに、多くの認知症の方に希望をあたえる取組を推進します。

○ 認知症本人大使による本人発信

認知症の人や家族の意見を踏まえ、認知症の人が活動しやすいかたちの本人大使の仕組を構築し、県の認知症本人大使（希望大使）を設置します。

オンラインも活用し、講座やイベント等で自分の言葉で語っていただくほか、様々な媒体で本人の思いを発信していただきます。

アルツハイマーデーや月間の機会を捉えたキャンペーンにおいては、集中的に発信していきます。

○ 本人ミーティングの実施支援

コロナ禍における認知症カフェの継続などを目的として開始したりリモート認知症カフェの支援も継続し、御本人同士が自身の希望や必要としていること等を語り合う本人ミーティングや認知症カフェの開催を支援します。

【主要事業】

・ 認知症対策普及・相談・支援事業（県・市町村・関係団体）

認知症本人大使（希望大使）等による本人発信支援を実施します。実施に当たっては、新しい生活様式に対応したオンラインでのつどい等を取り入れ、本人の思いを発信していただくとともに、各種媒体を活用した動画等による普及啓発も行います。

< 2 > 認知症未病改善

認知症施策推進大綱における「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。県では、心身の状態は、健康と病気の間を連続的に変化するものと捉える「未病」のコンセプトを取り入れた認知症の予防に取り組んでおり、「食・運動・社会参加」の生活習慣の改善などを目指す「認知症未病改善」を普及していくことが必要です。

県の施策アンケートにおいて、今後充実してほしい認知症施策としてあげた方が2番目に多かったのが、認知症未病改善でした。

施策の方向

- ◇ 「食・運動・社会参加」を中心とした生活習慣の改善により MCI を改善する可能性のある認知症未病改善の普及啓発のための取組を進めます。
- ◇ 認知症のリスク軽減に効果が期待されているコグニサイズの普及・定着を推進します。
- ◇ 未病の状態を数値化する「未病指標」の普及、精緻化を図り、未病改善への取組を促します。
- ◇ 未病を改善する技術、商品・サービスの創出を支援し認知症未病改善の環境づくりを進めます。

① 認知症未病改善のための活動の推進

認知症は高齢になることが最大の原因ですが、生活習慣が認知症の発生と深く関係していることが分かってきました。「未病を改善する」観点から、認知症を正しく理解するための普及啓発を行うとともに、認知症のリスクを軽減するためのコグニサイズなどの普及・定着を図ります。

○ 認知症の未病改善

認知症の多くは、MCI（軽度認知障害）と呼ばれる認知症前段階を経て進行すると言われています。MCI は、生活習慣の改善などにより改善できる可能性があるため、日頃から、「食・運動・社会参加」を中心とした生活習慣の改善が重要になります。

県では「食の未病改善」「運動の未病改善」「社会参加の未病改善」の大切さを伝えるため、市町村や企業、学校と連携した普及啓発に取り組めます。

○ コグニサイズの普及・定着の推進

認知症のリスク軽減に効果が期待されているコグニサイズについては、平成 27 年から全県展開し、普及を進めてきたところですが、今後はさらに地域での定着に向け、指導者のフォローアップなどを進めます。

また、MCI の可能性がある高齢者を把握することで、コグニサイズ等認知症未病改善の取組につなげるため、市町村職員等を対象とした認知機能評価のための研修を実施

します。

【主要事業】

・認知症未病改善対策推進事業（県・市町村・民間）

市町村と連携し、オンラインによる発信も活用した認知症理解、認知症未病改善のための普及啓発を行うとともに、学校において認知症未病改善講座を実施し、若年層の認知症理解を促進する。

・介護・認知症未病改善プログラム事業（県・市町村・民間）

（１）コグニサイズの普及・定着

認知症のリスクを軽減させることが期待される運動、コグニサイズの普及・定着を推進し、認知症未病改善に取り組みます。

（２）認知機能の評価に関する研修の実施

市町村職員等を対象に、国立長寿医療研究センターが開発した認知機能検査を活用した「認知機能評価研修」を実施し、認知機能評価に関するツールを知る機会とし、MC I（軽度認知障害）など、できるだけ早期に認知機能の低下に気づくことができる体制づくりに取り組みます。

② 認知機能の評価や民間との連携

認知機能を含む個人の心身の状態を評価し、認知症などの未病改善に向けた行動変容につなげるため、未病の状態を数値で確認できる「未病指標」の普及及び精緻化を図ります。また、未病を改善する技術、商品・サービスを社会システムに実装させることで新市場創出を目指す企業等の実証事業を支援するとともに、実証の結果を市町村と共有することで、その後の取組につなげられる認知症未病改善の環境づくりを進めます。

【主要事業】

・未病指標の精緻化などに関する実証事業（県）

県が無償で提供するスマートフォン用アプリ「マイME－BYOカルテ」に実装された「未病指標」を多くの県民に活用してもらうとともに、さらなる行動変容のために必要な未来予測機能の実装に向けてデータの蓄積・分析を行います。

・神奈川ME－BYOリビングラボ（県）

未病産業研究会の会員企業等を対象に、県民の意識、行動変容につながる商品・サービスの実証事業の提案を募集し、採択した事業を支援して、結果を評価する「神奈川ME-BYOリビングラボ」のスキームを構築し、運営することで、県民が特別な負担感を感じることなく安心して未病改善に取り組み、未病産業が持続的に発展する社会・経済を創出します。

また、実証事業を通じて得られた結果や構築した枠組みにより、さらなるエビデンスの蓄積を後押しし、技術等に対する社会的受容性を高めることで市場・産業の拡大を図るとともに、持続的に健康課題解決に取り組む民産学公連携による地域社会（地域連携フィールド）づくりを目指します。

< 3 > 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症は、その容態の変化に応じて、適時・適切に診断や治療に結びつけることが重要です。さらに、医療と介護の密接な連携のもとで、適切な医療・介護サービスが切れ目なく提供できるよう、体制を整備する必要があります。

また、認知症の人の介護者への支援を行うことが、認知症の人の生活の質の改善にもつながるため、もっとも身近な家族など、介護者の精神的・身体的負担を軽減するための支援が重要です。

施策の方向

- ◇ 早期診断・早期対応のため、認知症サポート医や認知症疾患医療センターを中心とした地域の認知症医療支援体制を強化します。
- ◇ 市町村に設置される認知症初期集中支援チームの活動を推進します。
- ◇ 地域のネットワークの中で重要な役割を担うかかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師等に対する認知症対応力向上研修を実施します。
- ◇ 認知症の人の生活を支える介護を提供するため、認知症に対応した介護保険サービスの適切な提供や、認知症介護の専門人材の養成を推進します。
- ◇ 認知症の人やその家族を支援するため、有識者や本人、家族等で構成する協議会により、認知症施策の諸課題について検討します。
- ◇ 認知症に関する相談体制の充実を図ります。

① 早期診断・早期対応、医療体制の整備

認知症に対して、適切な医療とケアを行うためには、早期発見が何よりも重要です。

そこで、できるだけ早期に、認知症専門医療を受診し、的確な診断に基づいた適切な医療や介護の療養方針を決定することが不可欠となります。

また早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期対応の体制が構築されるよう、市町村に設置する認知症初期集中支援チームの活動を推進することが重要です。

○ 認知症疾患医療センターを中心としたネットワークの充実

認知症における専門医療の提供や介護との連携の中核機関としての役割を担っている「認知症疾患医療センター」を二次保健医療圏に1か所以上設置し、適切な医療提供と介護との連携に努めています。

今後、さらに認知症患者が増加することに伴い、令和元年度に実施した事業評価の結果も踏まえ、専門医療機関として認知症医療に関する研究や情報提供、人材育成、地域との連携の核としての機能を強化するとともに、認知症疾患医療センターの配置のあり方について検討を進めます。

○ 市町村における認知症初期集中支援チーム活動の充実

介護保険制度の改正により、市町村では、2015（平成 27）年度以降、地域支援事業において、認知症初期集中支援チームを設置するよう定められ、2018（平成 30）年度には、全市町村への設置を達成しました。

この事業では、認知症サポート医をはじめとするチーム員が、初期の段階で、医療と介護の連携のもとに、認知症の人やその家族に対して適切な支援を行います。

県は、認知症サポート医の養成や、「地域包括ケア会議」の開催、好事例の紹介、チーム員と連携する「認知症地域支援推進員」の資質向上のための研修を実施するほか、保健福祉事務所等からチーム員会議に専門職を派遣するなど、市町村の取組を支援します。

○ 認知症ケアと医療の連携

市町村では、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関等の連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を配置します。

地域包括支援センターでは、認知症疾患医療センターにおける専門医療相談や研修等を通して、認知症ケアと医療の連携に取り組みます。

また、認知症疾患医療センター・診療所や、認知症初期集中支援チームとの連携により、認知症の医療と介護の切れ目のないケアを推進します。

○ 認知症ケアパスの確立

県では、全ての市町村で、認知症の容態に応じて、地域ごとの医療・介護の資源について情報提供をしたり、相談窓口を案内する「認知症ケアパス」を作成しています。

認知症の人一人ひとりが、ケアパスに沿って支援の目標を設定し、認知症の人や家族、医療・介護関係者の間で共有され、切れ目なくサービスが提供されるようにその活用を推進します。

認知症ケアパス

認知症の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスや支援を利用することができるのかを、各市町村で標準的にまとめたもの。

○ 医療と介護の情報共有ツールの普及

県では、地域における認知症支援ネットワークの構築のため、「大切なあなたへのよりよいノート～くらしと医療・介護をつなぐために～」を普及しています。市町村が作成する認知症ケアパスと併せて活用することで、医療と介護関係者が相互に情報を共有する体制を支援します。

【主要事業】

・ 認知症対策総合支援事業（県・市町村）

認知症初期集中支援推進事業及び認知症地域支援推進員の活動の推進が図られるよう、認知症初期集中支援チーム員研修へ受講者を派遣するとともに、認知症地域支援推進員の資質向上のための研修を開催します。

・ 認知症疾患医療センター運営事業（県・指定都市）

認知症の専門的な医療体制を強化するため、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、

医療情報提供等を行うとともに、介護との連携、かかりつけ医等への研修を行います。

② 医療従事者等の認知症対応力向上の促進

○ 認知症医療支援体制の強化

高齢者等が日頃から受診する病院や診療所の主治医（かかりつけ医）を対象として、認知症の早期発見や対応力の向上を図るための「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施するとともに、かかりつけ医の研修指導者であり、市町村に設置される認知症初期集中支援チームの中心となって専門医療機関等との連携を担う「認知症サポート医」を養成します。

さらに、認知症サポート医に対してフォローアップ研修を実施し、情報提供や事例検討を行うことで、地域における認知症サポート医の連携強化を図ります。

また、病院勤務の医療従事者及び地域の関係機関の職員を対象として、病院での対応力の向上や退院に向けた地域連携を図るための「病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修」を実施するほか、認知症の人や家族と関わることが多い、看護職員、歯科医師、薬剤師の各職種を対象として、認知症対応力向上研修を実施します。

今後、新しい生活様式にも対応しつつ、医療従事者等の受講機会を増やすため、研修の効果に留意しながら、オンラインも活用した実施を進めます。

【主要事業】

・ 認知症疾患医療支援事業（県・指定都市）

（１）認知症サポート医養成研修

認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言や支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携・推進役であり、認知症初期集中支援チームの中心となる医師（認知症サポート医）を養成します。

（２）認知症サポート医フォローアップ研修

認知症サポート医に対して、地域における認知症の人への支援体制の構築という役割を果たすために必要な知識を習得するための研修を実施します。

（３）かかりつけ医認知症対応力向上研修

かかりつけ医に対し、適切な認知症診断の知識・技術や家族からの話や悩みを聞く姿勢を習得するための研修を実施します。

（４）病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修

病院勤務の医療従事者及び地域の関係機関の職員に対し、認知症の基本的な知識、多職種連携の必要性、病院での適切な対応や、退院に向けた地域連携等について習得するための研修を実施します。

（５）看護職員認知症対応力向上研修

看護職員として必要な、認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する研修を実施します。

（６）歯科医師認知症対応力向上研修

かかりつけ歯科医師として必要な、認知症の人にかかる基礎知識・連携等の習得に資する研修を実施します。

(7) 薬剤師認知症対応力向上研修

薬局・薬剤師として必要な、認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する研修を実施します。

【目標値】

認知症サポート医の養成数（累計）（単位：人）

2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)
325	387	387	400	430	460

注 2018(平成 30)年度、2019(令和元)年度は実績、2020(令和 2)年度以降は実績見込み。

③ 介護サービスの基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の介護支援専門員等による適切なケアマネジメントに基づいて介護予防支援・居宅介護支援を実施し、医療と介護の密接な連携のもとで適切な医療・介護サービスの提供を推進します。

○ 認知症に対応した介護保険サービスの適切な提供

高齢者が住み慣れた地域において、認知症の進行を緩やかにし、精神的に安定した生活を送ることができるよう、「（介護予防）認知症対応型共同生活介護」や「（介護予防）認知症対応型通所介護」、また「小規模多機能型居宅介護」など地域密着型サービスの適切な提供を促進します。

○ 認知症介護の専門人材の養成

認知症高齢者に対するサービスの充実を図るため、介護サービス事業所の従事者等に対し認知症介護技術の研修や講座を実施し、認知症介護への理解の啓発及び専門性の高い人材養成に取り組みます。

また、認知症介護の現場において実践リーダーとなる者の養成を行い、介護技術の向上に努めます。

さらに、認知症高齢者グループホーム等の管理者となる者に対して、認知症高齢者への適切なサービスの提供のあり方や、指定基準の理解を内容とする研修を実施します。

今後、新しい生活様式にも対応しつつ、介護従事者等の受講機会を増やすため、研修の効果に留意しながら、オンラインも活用した実施を進めます。

【主要事業】

・ 認知症介護研修事業（県・指定都市）

介護保険施設等などの介護職員に対して、認知症介護に関する知識や実践的な介護技術を段階的に修得するための専門研修を実施するとともに、これら認知症介護研修を企画・実施し、適切に認知症介護の知識または介護技術を指導する能力を身につけ、介護保険施設等における介護の質の向上に繋げることができる人材を養成します。

〔 認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、
認知症介護指導者養成研修、認知症介護指導者フォローアップ研修 〕

④ 認知症の人の介護者の負担軽減の推進

認知症の人の介護者への支援を行うことが、認知症の人の生活の質の改善にもつながるため、もっとも身近な家族など、介護者の精神的・身体的負担を軽減するための支援が重要です。

認知症の人やその家族を支援するため、本人や家族の視点に立って認知症施策の諸課題について検討し、介護者の負担軽減につながる施策に取り組むことが重要となっています。

○ 本人や家族の視点を踏まえた諸課題の検討

県では、本人、家族及び有識者等とで構成する「神奈川県認知症対策推進協議会」を開催します。ここでは、認知症施策に係る諸課題について検討を行い、認知症の人や家族への支援も検討していきます。

協議会には、認知症の人の家族だけではなく、当事者も委員として参画することにより、より丁寧に検討を行い、認知症の本人やその家族の視点を重視した取組を進めます。

神奈川県認知症対策推進協議会

県内の認知症施策に係る医療・介護・福祉等の関係者等が参加し、県内市町村における認知症施策全般の推進について、「かながわ高齢者あんしん介護推進会議（P44）」と連携を図りつつ検討します。なお、必要に応じて課題別に部会を設け、施策の検討を行います。

○ 市町村における認知症初期集中支援チームの設置

早期診断・早期対応の取組を推進することで、介護者の負担を軽減します。

○ 相談体制の充実

市町村や地域包括支援センターでは、地域における認知症に関する本人や家族からの相談を受け、適切な支援や調整を行います。

県では、保健福祉事務所が、市町村や地域包括支援センターにおける取組を支援するとともに、医師や保健師が専門性を活用して認知症高齢者や家族等に対する相談や訪問指導を行います。

また、「かながわ認知症コールセンター」では、認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する電話相談を行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐなど、相談体制を充実するとともに、地域で開催している家族のつどいの支援、相談会などの取組も行います。

○ 認知症に対応した介護保険サービスの適切な提供

高齢者が住み慣れた地域において、認知症の進行を緩やかにし、精神的に安定した生活を送ることができるよう、「（介護予防）認知症対応型共同生活介護」や「（介護予

防) 認知症対応型通所介護」、また「小規模多機能型居宅介護」など地域密着型サービスの適切な提供を促進します。

○ 認知症カフェ等の設置・普及

市町村では、地域の実情に応じて認知症地域支援推進員等が企画するなど、認知症の人が集まる場や認知症カフェなどの、認知症の人や家族が集う取組を進めています。

コロナ禍において、多くの認知症カフェが休止となったことから、県ではリモート認知症カフェの支援を実施しています。リモートでの実施を取り入れることにより、感染症予防の観点以外でも、実施場所に行くことが難しいときなどに自宅から参加できるようになるという効果もあることから、今後の新しい形の認知症カフェ開催の定着につながると考えられます。

地域の認知症カフェなどの情報を認知症ポータルサイトなどで発信するほか、リモート認知症カフェの実施状況を共有し、コロナ後も見据えた新たな交流のかたちを広めていきます。

【主要事業】

・ 認知症対策総合支援事業（県）

「神奈川県認知症対策推進協議会」において、県内市町村における認知症施策全般の推進について、「かながわ高齢者あんしん介護推進会議」と連携を図りつつ検討を行います。

・ 認知症対策普及・相談・支援事業（県・横浜市・川崎市）

認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。

また、地域で開催している家族のつどいの支援、相談会などの取組も行います。

横浜市、川崎市においても、認知症コールセンターを設置しています。

・ 認知症高齢者地域対策事業（県 ＊保健所設置市域を除く）

（１）相談・訪問・支援事業

保健福祉事務所の専門機能を活用し、専門医による相談や保健師・看護師・福祉職等が家庭訪問し、指導等を行うとともに、認知症の人本人、家族が対応方法を話し合う場の開催し、本人、家族を支える応援者を養成し、活動を支援します。

（２）専門職派遣事業

地域の実情を踏まえ、認知症初期集中チーム員会議や研修等に専門職を派遣し、助言等を実施します。

＜４＞ 認知症バリアフリーの推進・地域支援体制の強化・若年性認知症の人への支援

認知症の人の多くが、認知症になることで、外出や交流の機会を減らしている実態があります。生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進するとともに、地域での見守り体制づくりや、具体的な支援体制の構築を進めます。

また、若年性認知症（65歳未満で発症）については、就労や生活費、子どもの教育費等の経済的な問題が大きく、高齢者の認知症の人とは異なる課題を抱えていることから、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を総合的に講じる必要があります。

施策の方向

- ◇ 認知症の人を含めた高齢者などにとってのバリアフリーのまちづくり、交通安全対策の充実に取り組むとともに、地域で暮らし続けられるよう多様な住まいの確保を進めます。
- ◇ 認知症の人の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進、消費者被害防止施策の推進、高齢者虐待防止施策の推進に取り組みます。
- ◇ オレンジパートナーネットワークにより、認知症の人やその家族への支援の充実や認知症サポーター及びオレンジパートナーの活動促進を行います。
- ◇ 認知症の人やその家族のニーズにあった具体的な支援を行う「チームオレンジ」の地域ごとの構築を支援します。
- ◇ 行方不明になってしまった認知症高齢者等を早期に発見し、保護する体制を充実します。
- ◇ 老人クラブによる友愛訪問活動等により、高齢者の一人暮らし家庭などを日頃から見守ります。
- ◇ 若年性認知症支援コーディネーターを設置し、個別相談による若年性認知症の人やその家族に対する相談対応、サービス調整、社会参加の支援（居場所づくり）等を行います。
- ◇ 若年性認知症の人の支援に携わる人たちに研修を実施し、日常生活の支援や就労支援のための知識及び技術を伝えるとともに、職域・障害福祉関係機関等と連携し、自立支援のネットワークを構築します。

① 「認知症バリアフリー」の推進

認知症の人を含めた高齢者などにとって暮らしやすい街づくりを進めるため、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく取組を進めるとともに、道路や公共交通機関のバリアフリーを進めます。

また、通院、通所等を目的とする福祉有償運送の制度普及を図るほか、高齢者の交通安全対策を推進するとともに、高齢者が地域で安全で安心してすむことができる高齢者向け住宅の整備、居住支援の推進を図ります。

認知症高齢者等判断能力が十分でない高齢者の権利利擁護のため、成年後見制度の利用促進を図るとともに、消費者被害防止のため、認知症の人を含めた高齢者等を地域で見守る消費者安全確保地域協議会の構築を促進します。さらに、以前として深刻な高齢者虐待の防止施策を推進します。

【主要事業】

- ・みんなのバリアフリー街づくり推進事業（県）（再掲）
- ・福祉有償運送推進事業（県）（再掲）
- ・交通安全施設等整備事業（県 ＊指定都市域除く）（再掲）
- ・交通安全施設整備事業（県）
- ・交通安全県民運動の推進
- ・高齢者への交通安全教育の推進
- ・県警察による高齢者への交通安全教育の推進
- ・高齢者向け公営住宅の整備等（県）（再掲）
- ・シルバーハウジング（高齢者世話付き住宅）事業の推進（県・市町村）（再掲）
- ・神奈川県居住支援協議会による取組（県・市町村・民間）（再掲）
- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録及び適正管理の促進（県・指定都市・中核市）（再掲）
- ・住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録制度（県・指定都市・中核市）（再掲）
- ・居住支援活動を取りまく周辺環境整備事業（県）（再掲）
- ・かながわ成年後見推進センター事業（県）（再掲）
- ・成年後見制度推進事業（県）（再掲）
- ・成年後見制度利用支援事業（市町村）（再掲）
- ・消費者安全確保地域協議会の設置促進（再掲）
- ・高齢者虐待防止関係職員研修（県）（再掲）

② 地域での見守り体制の整備と社会参加支援

市町村では、認知症等のおそれがある高齢者を対象に、地域の見守り体制を構築しています。

県では、認知症の人が行方不明になった際に早期発見、保護ができるよう、市町村と連携した認知症等行方不明ＳＯＳネットワークの取組を充実していきます。

また、民生委員・児童委員による一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯などへの見守りを支援するほか、個人宅を訪問する事業者と見守り活動を進めるための協定を締結するなど、見守り体制の充実に取り組みます。

さらに、オレンジパートナーなど、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等による認知症の人やその家族のニーズにあった具体的な支援の仕組づくりを進めます。

○ 認知症等行方不明ＳＯＳネットワークの運営

認知症の人が、その症状により、道が分からなくなったり行方不明になったり、交通事故や予期せぬケガに見舞われるなど、本人の生命にかかわる問題であるとともに、介護する家族の大きな負担となっています。

県・市町村では、道に迷った高齢者の安全を守り、家族が安心して在宅での介護

を続けられるよう、認知症等によって行方不明となった人や保護された人について、警察、行政、民間などの関係機関が連携し、早期発見及び身元確認を行う「認知症等行方不明ＳＯＳネットワーク」を運営しています。

今後、警察とも連携し、道に迷うおそれがある人の事前登録の取組を推進するとともに、県民へのネットワークの周知や警察との連携強化を通じて、見守り体制の強化を図ります。

また、市町村では、行方不明となった高齢者を位置探索できる機器等の給付・貸与により家族に対する支援を行います。県では、市町村が実施する認知症高齢者見守り事業等の地域支援事業を支援するとともに、事例や機器等の情報収集を行い、市町村に情報提供します。

○ 老人クラブによる訪問活動の支援（再掲：本掲は P64）

老人クラブが中心となって、会員や民生委員・児童委員、ボランティアなどからなる「友愛チーム」をつくり、地域の支え合いの担い手として、一人暮らしの高齢者などの世帯等を訪問し、相談相手や話し相手になったり、簡単な家事の手伝い等を行う友愛訪問活動を実施します。

県は、市町村老人クラブが行う友愛訪問活動に対し支援します。

○ オレンジパートナーネットワークの促進

県では、認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーターを養成するだけでなく、さらに一歩進んで、認知症サポーターの人にステップアップ講座や活動先に関する情報提供を行い、「オレンジパートナー」として活動する県独自の取組を進めてきました。

2019（令和元）年度にはオレンジパートナー等支援者や行政などの関係者が連携する「オレンジパートナーネットワーク」を構築するとともに、2020（令和2）年度には専用ウェブサイトを立ち上げ、SNSなども活用して、支援者同士の情報共有や意見交換、地域における支援ニーズと活動のマッチングの促進を図るなど、取組を充実させています。

○ 「チームオレンジ」の構築支援

市町村においても、オレンジパートナー等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な施策につなげる仕組（「チームオレンジ」）の構築を進めていく必要があることから、県では、「オレンジチューター」を養成し、オレンジチューターを講師として、チームオレンジコーディネーター研修を実施するなどし、オレンジパートナーネットワークも活用して、市町村におけるチームオレンジの構築を支援します。

【主要事業】

・ 民生委員・児童委員による訪問活動への支援（県・指定都市・中核市）（一部再掲：本掲は P39）

民生委員・児童委員は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯など生活面で不安がある方へ、行政機関、施設などとの連携を行いながら、地域での見守りを行います。

県では、民生委員・児童委員への研修を支援するなど、民生委員・児童委員の活

動しやすい環境づくりを進めます。

・ 老人クラブによる訪問活動への支援（県・横浜市・川崎市）（再掲：本掲は P64）

老人クラブが中心となって、会員や民生委員・児童委員、ボランティアなどからなる「友愛チーム」をつくり、地域の支え合いの担い手として、一人暮らしの高齢者などの世帯等を訪問し、相談相手や話し相手になったり、簡単な家事の手伝い等を行う友愛訪問活動を実施します。

県は、市町村老人クラブが行う友愛訪問活動に対し支援します。

・ 地域見守り活動の推進（県・民間）（再掲：本掲は P65）

・ オレンジパートナー活動支援事業（県）

認知症サポーターステップアップ講座を受講したオレンジパートナー等の活動支援や、行政、地域の支援団体等が連携して地域で認知症の人やその家族を支える仕組みである「オレンジパートナーネットワーク」の取組を推進します。

また、チームオレンジ・コーディネーター研修等を実施し、市町村が取り組むチームオレンジの整備等に対する支援を行います。

【目標値】

「チームオレンジ」を設置している市町村数（単位：市町村）

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
4	6	10	15	20

注 2019(令和元)年度は実績、2020(令和2)年度は実績見込み。

③ 若年性認知症の人への支援

若年性認知症は、初期症状が認知症特有のものではなく診断しにくい、本人や周囲の人が何らかの異常には気付くが、受診が遅れ、必要なサービスを受けるまでに時間がかかることが多いといった特徴があることから、改めて若年性認知症についての普及啓発を進め、早期診断・早期対応へつなげることが重要です。

また、若年性認知症の人が役割を担い、社会参加を継続していくための居場所づくりや就労・社会参加等様々な分野にわたる支援を行っていく必要があります。

○ 若年性認知症支援コーディネーターの設置

県では、2017（平成 29）年度に県が若年性認知症支援コーディネーターを 2 か所の認知症疾患医療センターに設置しました。2020（令和 2）年度には、県東部 2 名、県西部 2 名（1 名は「若年性認知症の人の活躍できる仕組みづくりモデル事業」担当）、横浜市・川崎市に各 1 名と、指定都市の設置も含め、5 名のコーディネーターが配置されており、電話や来所による相談により必要なサービス調整を行うほか、地域のつどいに参加して支援したり、支援を必要とする人を家庭訪問して対応します。また、地域で若年性認知症に関わる人を対象に研修会を実施し、若年性認知症の正しい理解の促進を図ります。

今後、若年性認知症の人が社会参加を継続していくための居場所づくりや就労・社会参加等の支援体制を一層充実していく必要があることから、若年性認知症支援コーディネーターの配置のあり方について検討を進めます。

○ 若年性認知症自立支援ネットワークの構築

県では若年性認知症の人への理解を促進し、ハローワークをはじめとした就労に関連する職域団体や、産業保健関係者との連携、企業への周知、若年性認知症の人が利用できる通所介護サービス事業所、障害サービス事業所等の情報収集などに取り組みます。

また、神奈川県認知症対策推進協議会の部会として若年性認知症自立支援のための会議を開催し、当事者を含めた関係者により、若年性認知症についての施策を検討するほか、研修会等を通じて支援体制のネットワークを構築します。

【主要事業】

・ 若年性認知症対策総合推進事業（県）

（１）若年性認知症支援コーディネーターの設置

若年性認知症の人一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、地域での相談対応や、支援に携わる者同士のネットワークの調整を行うコーディネーターを設置します。

（２）若年性認知症自立支援ネットワークの構築

若年性認知症の当事者を含めて、学識経験者や認知症疾患医療センター、コーディネーター等により、容態に応じた適切な支援のための連絡会議を開催します。また、職域や障害福祉関係機関を対象として、就労支援や経済的支援、居場所づくり等に関する知識を習得するための研修を実施します。

4 安全・安心な地域づくり

[現状と課題]

- 高齢者の安全を確保するためには、一人暮らしの高齢者等の安否を確認し、緊急時には必要な対応をとる必要があります。また、高齢者が孤立しないよう、地域における見守りなどの支え合い活動を充実していくことが必要です。
- 高齢者が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるバリアフリーの街づくりを推進することが重要です。
- 高齢者が住み慣れた地域や家庭で、できるだけ自立して健康で暮らすことができるよう、医療及び介護の提供体制の整備を「まちづくり」の一環として位置づけていく視点を明確にするとともに、生活支援サービスの充実や都市基盤の整備に取り組む必要があります。
- 高齢者に関わる事故や犯罪被害などが増加傾向にあるため、高齢者の事故や犯罪被害防止に向け、総合的な取組を進める必要があります。
- 近年、豪雨や台風などによる浸水、土砂災害等により、全国各地で高齢者や障がい者などが被害を受ける例が発生しました。これら災害時に特に配慮を要する要配慮者に対する支援体制を引き続き整備する必要があります。

[目指すべき方向性]

- 一人暮らしの高齢者等の安否を確認し、事故や急病等の緊急時に迅速な対応をとるため、また、地域や社会からの孤立を予防し地域での生活を支えるため、行政や地域住民による見守り体制の充実に取り組みます。
- 関係団体相互で協調しながら、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」を推進するとともに、高齢者や障がい者など誰もが安心して、快適に歩くことができる歩道や、誰もが利用することのできる公共交通機関、快適に利用できる公園など、都市基盤の整備を進めます。
- 事故や犯罪などを防止するため、県民運動や関係機関との連携のもとに交通安全対策、防犯対策や消費者被害の未然防止と救済のための取組を進めます。
- 災害時要配慮者への支援体制を整備するとともに、広域的な支援体制の確立に努めます。また、災害時において福祉的な配慮が必要な要配慮者を支援する災害救援ボランティアの育成をはじめ、関係機関や団体等の連携等による支援体制の整備に取り組みます。

【参考指標】

「鉄道や道路、建物がバリアフリー化され、誰もが安心して移動・利用できる、人にやさしいまちになっている」に関する満足度（県民ニーズ調査）（単位：％）

2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)
—	—	26.0	27.0	28.0%	29.0

注 2020(令和2)年度は実績見込み。

< 1 > 地域における見守り体制の充実

高齢者の安全を確保するため、一人暮らしの高齢者等の安否を確認し、緊急時には必要な対応をとる必要があります。また、高齢者が地域や社会から孤立しないよう地域で見守ることが必要です。

施策の方向

- ◇ 地域住民等による訪問活動の充実を図ります。
- ◇ 福祉サービスの提供とあわせて安否確認を行います。

① 訪問活動の充実

地域の一人暮らしの高齢者などに対して、行政機関や地域住民が行う訪問活動の充実を図ります。

【主要事業】

- ・ 民生委員・児童委員による訪問活動への支援（県・指定都市・中核市）（再掲：本掲は P39）
民生委員・児童委員が行う一人暮らしの高齢者世帯等への訪問活動などに対し、支援します。
民生委員・児童委員を対象に、新任研修・リーダー研修・テーマ別研修などを体系的に実施し、活動に必要な知識の習得を図るとともに、各種支援制度の解説や日々の活動に役立つ情報を盛り込んだ民生委員活動の手引を作成します。
- ・ 老人クラブによる訪問活動への支援（県・横浜市・川崎市）
老人クラブが中心となって、会員やボランティアなどからなる「友愛チーム」をつくり、一人暮らしの高齢者などの世帯等を訪問し、相談相手や話相手になったり、簡単な家事の手伝い等を行う友愛訪問活動を実施します。
県は、市町村老人クラブが行う友愛訪問活動に対し支援します。

- ・ 地域警察官による巡回連絡（県）

各種事故その他不慮の災禍から高齢者を守るための防犯指導や助言等を実施するため、地域警察官が、巡回連絡の一環として訪問活動を行います。

② 福祉サービスの提供に際する安否確認

高齢者の世帯を訪問して行う生活指導や相談、配食等のサービスの際に、併せて安否確認を行います。

【主要事業】

- ・ 生活援助員派遣（市町村）

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）やサービス付き高齢者向け住宅等に生活援助員（ライフサポートアドバイザー）を派遣し、生活指導や相談等と併せて安否確認を行います。

- ・ 高齢者居住支援事業（県）（再掲：本掲は P114）

- ・ 配食サービス事業（市町村）

栄養改善の必要な高齢者に対する配食サービスを行う際に、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、健康状態等の変化があれば、地域包括支援センター等の関係機関への連絡を行います。

③ 地域見守り活動の推進

個人宅を訪問する事業者と、地域見守り活動を進めていただくための協定を締結します。

【主要事業】

- ・ 地域見守り活動の推進（県・民間）

誰もが孤立せず、地域で安心して暮らしていけるよう、孤立死・孤独死等のおそれのある世帯をいち早く発見し、行政の支援につなげることを目的として、個人宅を訪問する事業者と、地域見守り活動を進めていただくための協定を締結します。

＜２＞ バリアフリーの街づくりの推進

高齢者や障がい者などが安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるまちづくりの実現に向け、バリアフリーの街づくりを推進することが重要です。

施策の方向

- ◇ 高齢者などが安心して快適に生活でき、自由に外出することができるやさしいまちをつくるため、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」^(※)を推進します。
- ◇ 道路や公共交通機関のバリアフリー化を進めます。

① みんなのバリアフリー街づくり条例の推進及び普及啓発

「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく実効性のある取組を進めるため、神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議を通して、広く県民意見を収集し、バリアフリーの街づくりの提案・発信や協働の取組を進めます。また、バリアフリーの街づくりに向けた普及啓発や個別事業を推進します。

② 福祉有償運送の推進

公共交通機関を利用して移動することが困難な要介護者などを対象として、通院、通所、レジャー等を目的とする送迎を有償で行う福祉有償運送について、制度の普及啓発を図るため、高齢者や障がい者等の相談に応じる行政職員及び相談支援機関の職員等を対象とした研修を実施します。

【主要事業】

・福祉有償運送推進事業(県)

NPO法人との協働により、市町村担当者向け制度説明会や福祉有償運送制度の普及啓発のための研修を実施します。

③ 道路や公共交通機関のバリアフリー化

高齢者や障がい者などの方が自由に移動できるよう、道路のバリアフリー化を進めます。

また、鉄道事業者が行う鉄道駅舎のエレベーター整備やホームドアの設置を促進しま

す。

【主要事業】

- ・ 交通安全施設等整備事業 (県 * 指定都市域除く)

県管理道路において、高齢者や障がい者など、誰もが自らの意思で自由に移動できるよう、幅広歩道の整備や、横断歩道部の段差解消などに取り組みます。

- ・ 交通安全施設整備事業 (県)

高齢者や障がい者などが安心して道路を横断できるように、駅や公共施設の周辺等に、バリアフリー化に資する交通安全施設の整備を推進します。

- ・ 鉄道駅舎垂直移動施設整備事業費補助 (市町村)

鉄道事業者が行う鉄道駅舎のエレベーター整備に対し、市町村の助成経費を補助します。

- ・ ホームドア設置促進事業費補助 (民間)

鉄道事業者が行うホームドアの設置事業に対し補助を行います。

④ 都市公園施設のユニバーサルデザイン化

高齢者や障がい者など誰もが安全で快適に公園を利用できるよう、園路の段差解消や手すりの設置など、県立都市公園施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

< 3 > 事故や犯罪被害などの防止

高齢者に関わる事故や犯罪被害などが増加しています。事故の防止のためには、広く県民各層に高齢者の行動特性を理解していただくとともに、高齢者自らも、事故に遭わない行動をとることが大切です。

施策の方向

- ◇ 高齢者の事故や犯罪被害などの防止に向け、県民運動や市町村との連携のもとに総合的な取組を進めます。

① 交通安全対策の充実

高齢者に関わる交通事故を防止し、安全かつ快適な交通社会を実現していくため、交通安全教室の開催など、総合的に交通安全対策を推進します。

【主要事業】

・交通安全県民運動の推進（県）

交通事故のない安全で住みよい社会の実現を目指して、毎月15日を「高齢者交通安全の日」と定め、ドライバー等に対する高齢者の行動特性などについての啓発活動を行うなど、交通安全県民運動を実施します。

・県警察による高齢者への交通安全教育の推進（県）

高齢運転者が交通事故を起こさないため、シルバードライビングスクールや高齢者運転免許自主返納サポート制度の拡充を推進するとともに、高齢者が交通事故に遭わない（被害者にならない）ため、参加・体験・実践型交通安全教育（トラビック、生き生きシルバートレーニング）を実施します。

・高齢者への交通安全教育の推進（県・民間）

高齢者が交通事故に遭わない、起こさないために、高齢者の特性や高齢者の交通安全意識の高揚とその地域のリーダー養成のための講習会等を実施するほか、地域の交通安全ボランティアなどを活用して、「高齢者世帯セーフティーアドバイス事業」などを実施します。

・地域警察官による巡回連絡（再掲）

② 防犯対策の推進

警察による防犯指導など、地域における防犯対策を推進します。

【主要事業】

・ 高齢者防犯対策事業（県）

各警察署と警察本部が連携し、高齢者が被害に遭いやすい振り込め詐欺をはじめとする各種犯罪被害の防止に向け、防犯座談会、キャンペーン等のあらゆる機会を通じて防犯指導を行うとともに、官民連携した防犯環境整備に取り組み、犯罪に遭いにくいまちづくりを促進します。

・ 防犯指導等の実施（県）

市町村等と連携しながら、県内各地域において防犯指導等を実施することにより、県民の防犯意識や地域の防犯力を高めるとともに、地域における自主的な防犯活動・啓発活動を促進します。

・ 地域警察官による巡回連絡（再掲）

③ 高齢者の消費者被害の未然防止と救済

高齢者からの消費生活相談件数が増加しています。一人暮らしの高齢者が増えており、身近に相談する人がいないことで被害が深刻化すること多いと考えられることから、関係機関と幅広い連携を進め、高齢者の消費者被害未然防止と救済のための取組を進めます。

【主要事業】

・ 高齢者の消費者被害未然防止のための消費者教育の推進（県）

高齢者団体、障がい者団体をはじめとする関係機関と幅広い連携を進め、高齢者、障がい者等に伝わりやすい啓発資料の作成などを通じて消費者被害の未然防止に取り組みます。

また、高齢者や障がい者だけでなく、地域で見守る方々などに対しても、出前講座などの消費者教育を実施します。

・ 消費者安全確保地域協議会の設置促進

県と市町村の消費生活部局、福祉部局での協議の場を設定し、「消費者安全確保地域協議会」設置にかかる課題解決に向けた個別の助言、働きかけを通じて、市町村における法定協議会設置を促進します。

・ 消費生活相談の充実（県）

身近な市町村での消費生活相談窓口を支援するとともに、県の専門的・広域的な相談機能の向上を図り、県全体として消費生活相談体制を充実します。また、福祉の現場との連携等を進め、高齢者、障がい者等の特性に配慮した相談対応に取り組みます。

④ 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減と犯罪被害者等を支える地域社会の形成をめざし、かながわ犯罪被害者サポートステーション等において、関係機関と連携して、

犯罪被害者等に対して総合的にきめ細かい支援を提供するとともに、被害者等の置かれた状況や支援の必要性について県民等への理解を促進します。

【主要事業】

- ・ 総合的支援体制の整備と支援機関との連携（県・民間）
犯罪被害者等が必要とする支援を途切れることなく受けることが出来るよう関係機関が連携して総合的な支援を提供できる体制を整備します。
- ・ 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供（県・民間）
犯罪被害者等の負担が軽減され、少しでも早く平穏な日常生活を回復することが出来るよう、犯罪被害者等の状況に応じて適切できめ細かい支援を提供します。
- ・ 県民・事業者の理解の促進（県・民間）
犯罪被害者等を温かく支える地域社会の形成に向けて、県民や事業者が犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性等についての理解を深めるための取組を進めます。
- ・ 被害者等を支える人材の育成（県・民間）
犯罪被害者等が受けた被害の早期回復と軽減のため、被害者等を支える様々な人材を育成します。

＜４＞ 災害時の要配慮者への支援の推進

近年、豪雨や台風などによる浸水、土砂災害等が全国各地で発生しており、さらに南海トラフ地震などの地震や津波の切迫性が懸念されていることから、災害時の高齢者等の要配慮者への支援体制を整備するなど災害対策のさらなる推進が必要です。

施策の方向

- ◇ 市町村における要配慮者に対する支援体制の整備を支援するとともに、広域的な支援体制の確立に努めます。
- ◇ 災害時に活動するボランティアへの支援に取り組みます。

① 要配慮者への支援体制の整備

○ 市町村の取組

市町村は、地域における見守り体制の整備と連動して、高齢者や障がい者の居住情報を事前に掌握し、災害時の救出、避難誘導、安否確認等の災害に備えた体制の整備や、住民の自主的な防災組織による訓練等への支援、防災知識の啓発などに取り組みます。

また、高齢者・障がい者等が災害時にあっても必要な生活支援を受けられる体制を整備した避難所（福祉避難所）の指定に努めます。

さらに、設備・体制が整った高齢者福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と市町村が災害時の対応について協定を結ぶことに努めます。

○ 県の取組

・ 要配慮者支援の充実

大規模災害時に高齢者や障がい者等の要配慮者を広域的に支援するため、関係団体等と協働して、かながわ災害福祉広域支援ネットワークを構築し、大規模災害時には、福祉避難所等へ介護職員等を派遣できるよう、平時から支援を行う団体間の連携強化や人材育成を行います。

・ 市町村への支援

市町村が福祉避難所を確保・運営していく上で、抱えている課題等の実態を把握・共有し、課題解決に向けた協議を市町村と行う等、必要な支援等を行います。

・ 市町村と高齢者福祉施設等との協定の促進

「神奈川県高齢者福祉施設協議会」等の団体との連携により作成した、「災害時における高齢者福祉施設と行政の対応についての協定（標準例）」に基づき、市町村と高齢者福祉施設等との協定の促進に努めます。

災害時における市町村と高齢者福祉施設等との協定の目標値

（単位：施設数）

区 分 \ 年 度	2018 (平成 30)	2019 (平成 31)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)
特別養護老人ホーム	348	351	353			
介護老人保健施設	121	121	121			
その他の高齢者施設	154	154	154			
計	623	626	628			

調整中

注 2018(平成 30)、2019(平成 31)年度は実績、2020(令和 2)年度は実績見込み。

② 災害救援ボランティアへの支援

平常時から、地域の中で顔の見える関係づくりや災害救援ボランティアのネットワーク化を図るとともに、地震等の災害が発生した際に、県内外から参集するボランティアを被災地の状況に合わせて効果的な活動ができるようコーディネートする人材を育成する取組を進めます。

＜５＞ 感染症に対する備え

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、介護サービス事業所において職員や利用者の感染等によりサービス提供の継続が困難になり、在宅高齢者が必要な介護サービスを受けられなかったり、介護者が感染して入院することにより自宅での介護が継続できない事例も発生しました。そのため、感染症の流行時でも在宅高齢者が必要なサービスを受けられる体制を整備する必要があります。

施策の方向

- ◇ 地域の介護サービス事業者の連携により、感染症の感染拡大時にも必要な人に必要なサービスが継続できるよう支援します。
- ◇ 介護者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の在宅高齢者の支援体制の整備を進めます。

① 代替サービス確保に向けた体制整備の支援

市町村では、在宅サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症に関連して、サービス提供が困難になった場合などに、サービスを代替する事業者の調整などを行っています。

県は、在宅サービス事業所においてクラスター等が発生した際の継続的なサービス提供について、市町村が行う介護サービス事業所間の連携の促進や、介護支援専門員への相談支援を行い、事業所間で職員を派遣しあう（応援）体制づくりが推進されるように支援していきます。

② 介護者が不在になった場合の対応

介護者が新型コロナウイルス感染症などに感染することで、介護や支援を必要とする高齢者の介護が継続できない事態が発生した場合に備えて、短期入所施設等への受け入れ先を確保します。